

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年8月23日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 外和 正光
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

エマージング・カレンシー・債券ファンド（１年決算型）（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。
また、原則として、基準価額計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.78%（税抜3.5%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

平成28年 8月24日から平成29年 8月23日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（ 9 ）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ 1 2 ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含、日本)	ファミリーファンド	あり ()
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券(一般)))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載して

おります。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券（一般））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1

外国投資法人（「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラス L」投資証券）（以下、「投資先ファンド」といいます。）を通じて、主に現地通貨建てのエマージング債券に投資し、中長期的な投資信託財産の成長をめざします。

< 現地通貨建てエマージング債券とは >

エマージング諸国の自国通貨建て（現地通貨建て）債券をいいます。

< エマージング諸国とは >

一般的に経済発展の途上にあり、既に成熟した先進国並みの経済をめざす成長段階に位置している国および地域を指します。

< 主なエマージング諸国の例 >



上図は、一般的なエマージング諸国を例示したものであり、「投資先ファンド」は、上記のエマージング諸国に投資するとは限りません。また、上記以外のエマージング諸国に投資を行う場合があります。

エマージング債券は一般的に先進国の債券と比較してカントリーリスクが高い反面、相対的に高い利回りが期待できます。「投資先ファンド」がベンチマークとする「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド」（米ドル建て・為替ヘッジなし）の利回りは、世界主要国の国債の利回りと比較すると相対的に高めです。

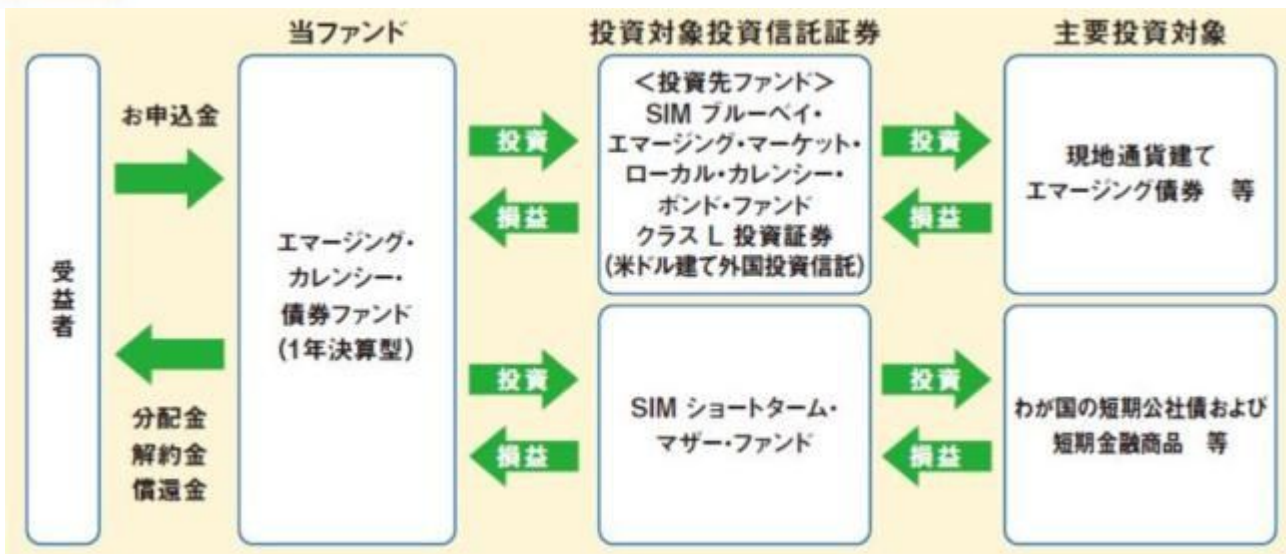
<エマージング諸国の投資リスクについて>

当ファンドが投資する投資信託証券の投資対象国であるエマージング諸国は、先進国と比較し、一般的に情報の開示などの基準が異なる場合があります。投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。また、政治・経済情勢などの安定性の欠如による、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖、もしくは、流動性の極端な減少等）も想定されます。その他、政府当局による海外からの投資規制や外国人投資家に対する追徴的な課税、自国外への送金規制、金融商品取引所の閉鎖や取引停止等の規制が突然導入されることも想定され、その場合には金融商品市場の価格変動が大きくなるばかりでなく、規制の内容等によっては、ファンドによる投資資金の回収が一時的に困難となる、または、不可能となることも想定されます。

当ファンドのリスクの詳細に関しましては、「3 投資リスク、(1)ファンドのリスク」をご参照ください。

2

主として外国投資法人の投資証券に投資し、一部国内証券投資信託（親投資信託）の受益証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。



投資先ファンドの特色

- ・主に現地通貨建てのエマージング債券（国債、政府機関債、社債等）に投資を行い、ファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て・為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。
- ・運用は、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピー（以下「ブルーベイ社」といいます。）が行います。

各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、投資先ファンドの組入比率を高位とすることを基本とします。

当ファンドは外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、投資先ファンドでは為替取引を機動的に行います。

（例）現地通貨を米ドルやユーロなどの先進国通貨に対して為替ヘッジを行います。

「SIM ショートターム・マザー・ファンド」は主としてわが国の短期公社債および短期金融商品等に投資し、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用します。

資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

<ブルーベイ社とは>

2001年7月にロンドンで設立された資産運用会社です。2016年6月末時点の運用資産残高は約5.7兆円となっており、そのうちエマージング債券運用資産残高は約1.46兆円となっております（2016年6月末日の三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値1米ドル=102.91円にて換算）。ブルーベイ社は、統制の取れた投資プロセス、経験豊富な人たちのチームワークによって達成された堅実な運用実績、リスク管理体制などで総合的な評価を受けています。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

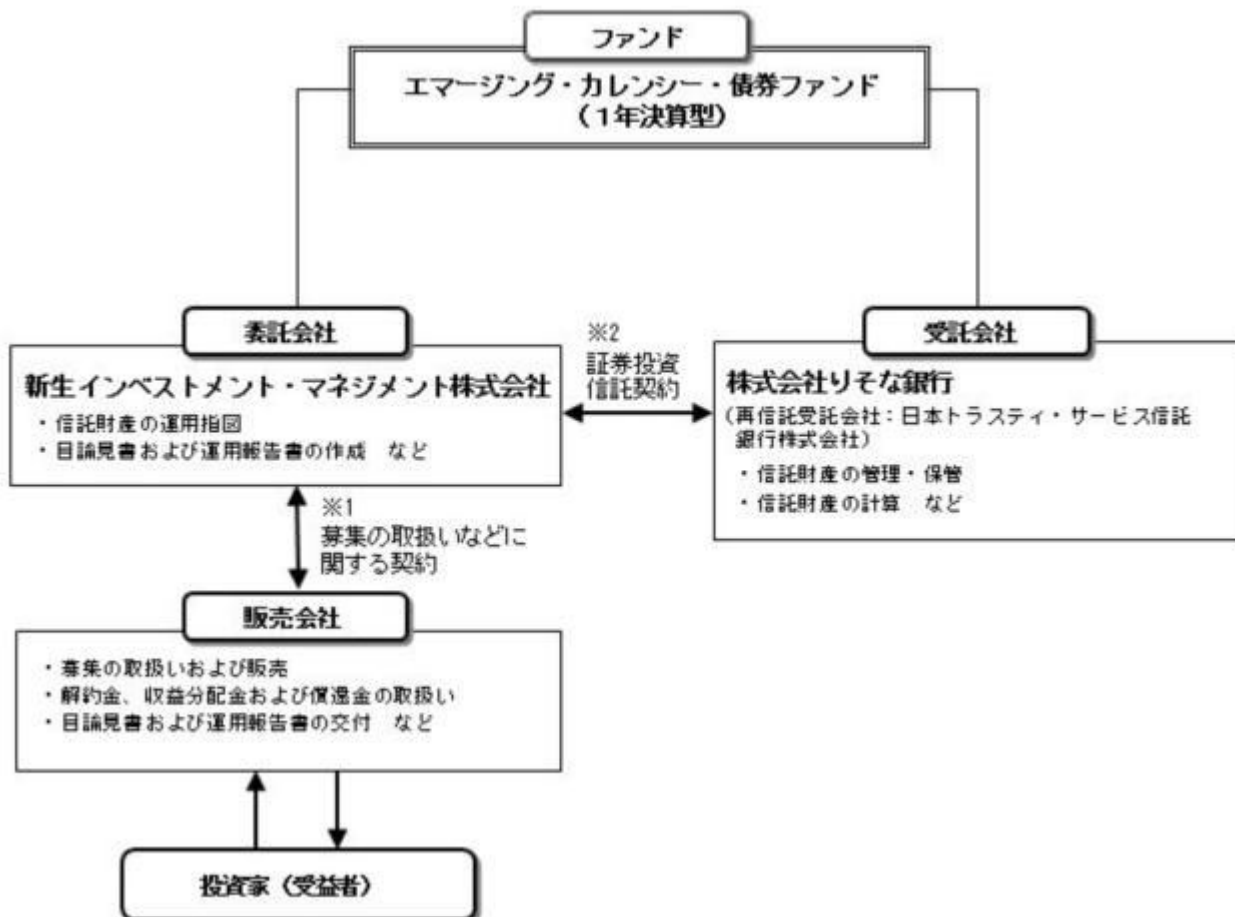
(2)【ファンドの沿革】

平成20年 9月30日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

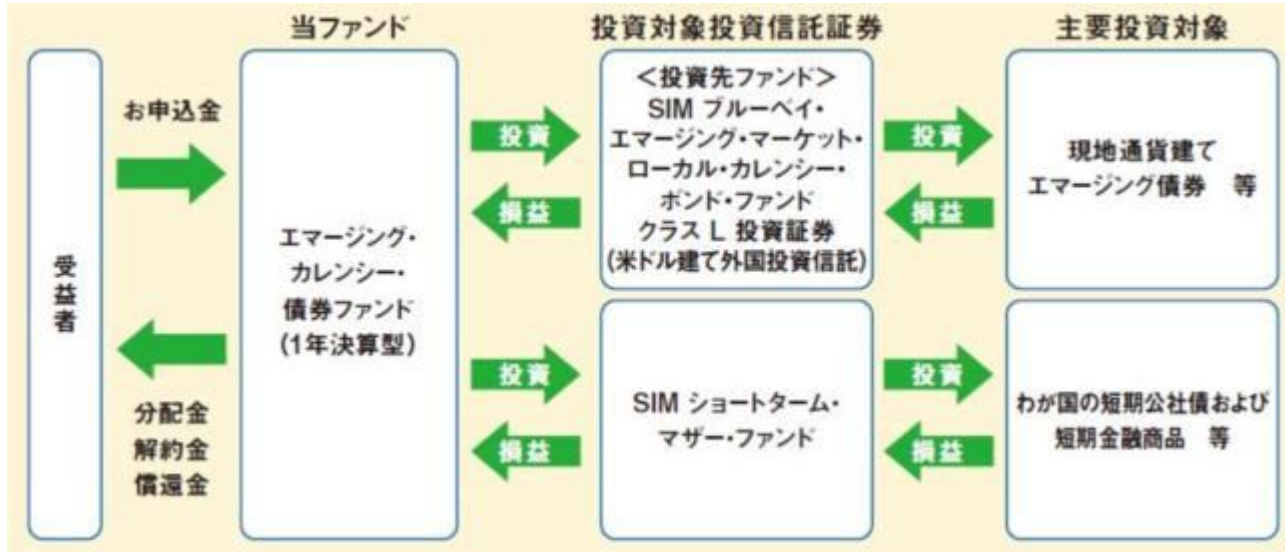
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成28年5月末現在）

1) 資本金

4億9,500万円

2) 沿革

平成13年12月17日： 新生インベストメント・マネジメント株式会社として設立

平成14年 2月13日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業の登録

平成15年 3月12日： 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づく投資信託委託業および「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約に係る業務の認可

平成19年 9月30日： 証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録

平成27年11月 4日： 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	9,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL」投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）および証券投資信託である「SIM ショートターム・マザー・ファンド」の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を主な投資対象とします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

・次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形

・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の外国投資法人の投資証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL」投資証券
- ２．証券投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券
- ３．短期社債等（社振法第66条第１号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

投資先ファンドの概要

- １）「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL」

ファンド名	SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL
形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド型米ドル建て外国投資法人
投資態度	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・ブロード・ダイバーシファイド（米ドル建て・為替ヘッジなし）をベンチマークとし、これを上回るリターンをめざします。

投資対象	<p>このファンドは、原則として純資産総額の2/3以上を直接的、間接的（例えばクレジット・リンク債券を通じて）にあらゆる格付け（投資適格 および投資適格未満を含む）のエマージング諸国の政府、またはエマージング諸国に所在する法人が発行する現地通貨建ての債券に投資します。</p> <p>投資適格とは、スタンダード・アンド・プアーズ社においてはBBBマイナス以上、ムーディーズ社においてはBaa3以上の格付けを取得したものをいいます。</p> <p>主な投資可能債券は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地通貨建て国内市場で取引されている当該国の国債 ・当該国内市場で取引されている銀行や企業が発行する社債 <p>このファンドは原則として純資産総額の1/3を上限として自国通貨以外の通貨（例えば、米ドル）で表示されたエマージング諸国の発行体が発行する債券に投資することができます。</p> <p>このファンドは、現地通貨のポジションもアクティブに取ります。</p> <p>運用の効率化に資するため、直接投資できない市場に投資するため、またポジションのヘッジを行うために、金融デリバティブ商品に投資することがあります。</p> <p>純資産総額の10%以上の借入れは行いません。</p> <p>原則として株式への投資割合は純資産総額の10%、転換社債あるいは新株予約権付社債への投資割合は純資産総額の25%、短期金融商品への投資割合は純資産総額の1/3を上回らないものとします。</p> <p>ただし、これらの資産への投資合計は、純資産総額の1/3を上回らないものとします。</p>
信託報酬	0.80%
申込手数料	ファンドで買付ける場合は不要です。
その他の費用	<p>別途ファンドの管理費用（上限0.3%）等がかかります。</p> <p>デポジタリー報酬・登録・名義書換、支払代理人報酬・所在地事務・管理事務代行報酬（合わせて年率0.3%を上限）、その他主要な費用として、運営および管理に関する報酬（設立・登録費用、資産に対するルクセンブルグの年次税、投資先ファンドの取締役が負担した実費、弁護士報酬・監査報酬、継続登録費用、翻訳費用、目論見書作成・配布費用、株主への財務報告書類等の作成・配布費用等を含みますがこれらに限定されません。また、設立・登録費用50,000ユーロおよび投資先ファンドの設立費用は5年間を限度とする期間で償却されます。）、さらに売買仲介手数料を含むポートフォリオ組入有価証券取引関連費用、および訴訟費用等の臨時特別費用等が含まれます。なお、償還手数料はかかりません。</p>
運用会社	BlueBay Asset Management LLP
設定日	2006年7月4日
信託期間	無期限
決算日	毎年6月30日
設定、解約	ルクセンブルグ、ロンドンの銀行休業日を除く毎営業日
収益分配方針	原則として利子・配当等収益および売買益の全額を分配対象額とします。

投資先ファンドは上記のような投資方針に基づいて運用が行われますが、市況動向等によっては上記のような運用が行われないことがあります。

（注）運用報酬や管理費等については、後記「4 手数料等及び税金」をご参照ください。

2) SIM ショートターム・マザー・ファンド

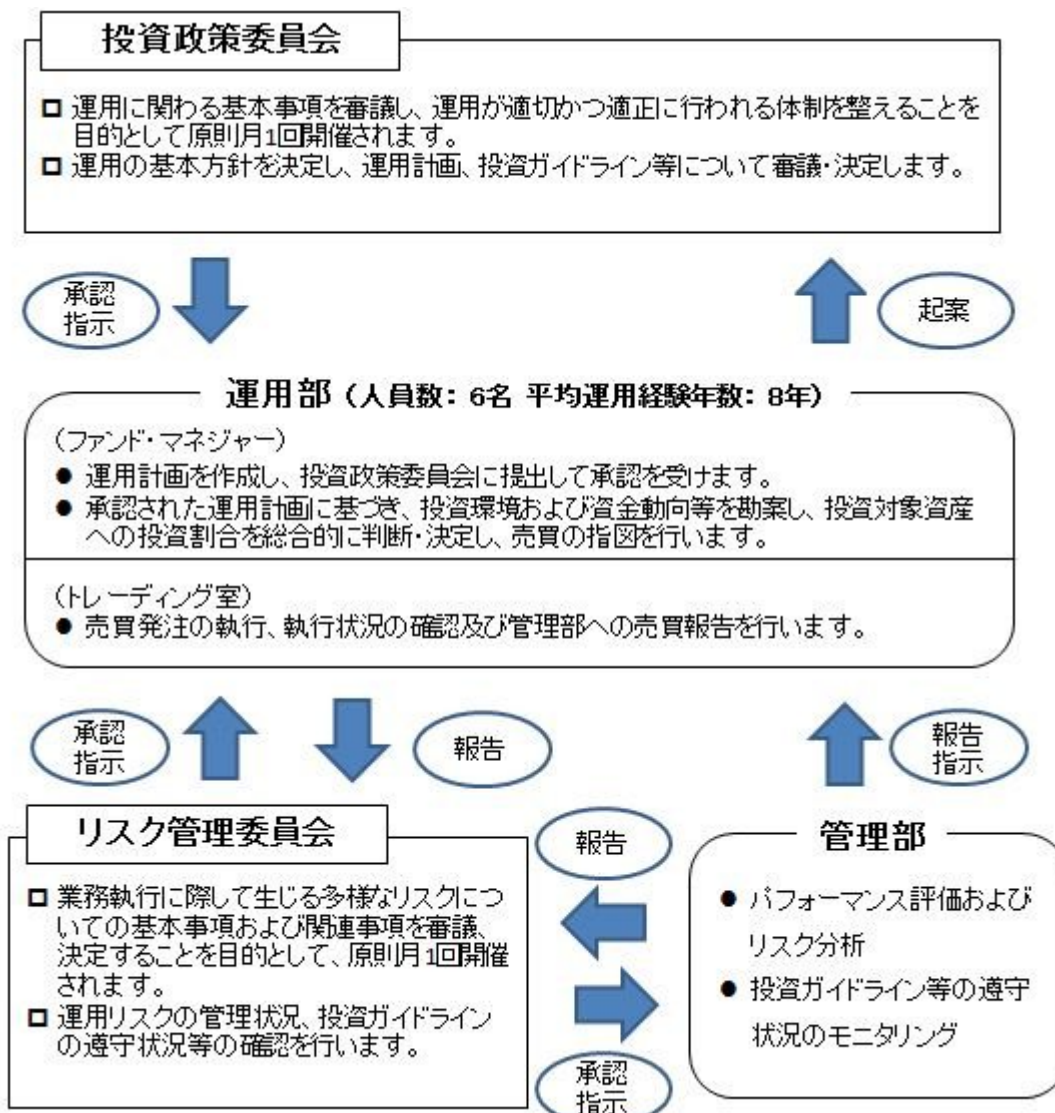
ファンド名	SIM ショートターム・マザー・ファンド
形態	証券投資信託/親投資信託

主な投資対象	わが国の短期公社債および短期金融商品です。
運用の基本方針	信託財産の安定的な収益の確保を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主な投資態度	わが国の短期公社債および短期金融商品に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	外貨建て資産への投資は行いません。 先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。 スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。
決算日	年1回、原則として毎年5月23日（収益の分配は行いません。）
申込手数料	かかりません。
解約手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	新生インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

（３）【運用体制】

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ファンド運用に関する主な会議及び組織は以下の通りです。



また、運用体制に関する社内規程等についても、ファンドの運用業務に関する運用業務管理規程、ファンド・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買における発注先選定基準などに関して取扱基準を設けることにより、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止するなど、法令遵守の徹底を図っています。

上記の運用体制は、平成28年6月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<ブルーベイ社>

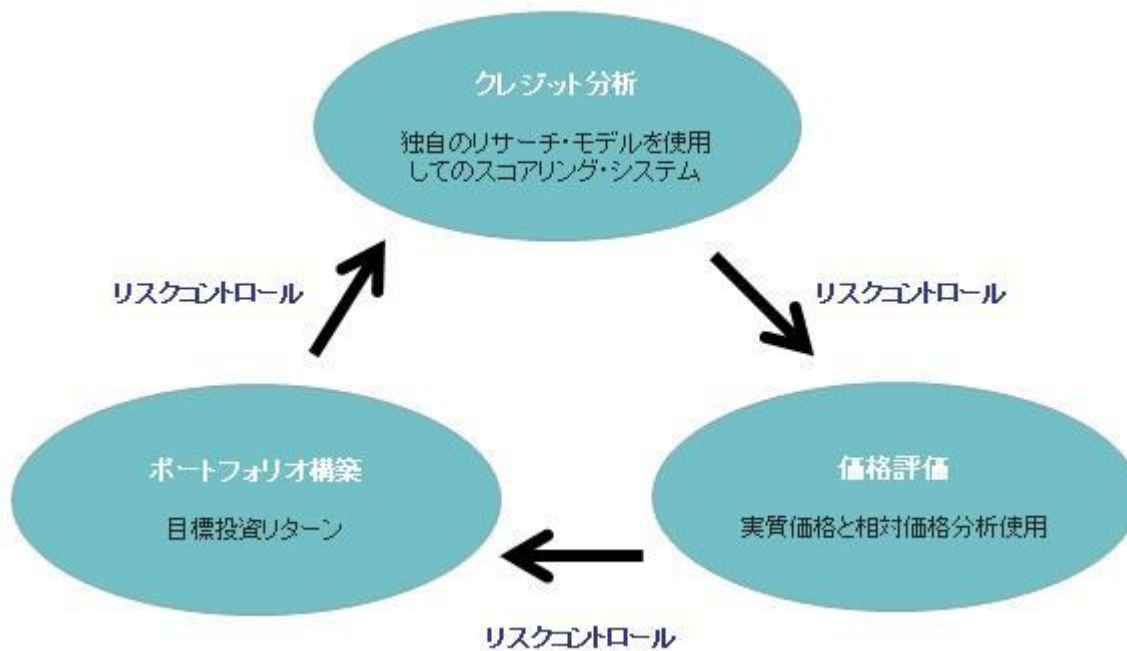
ブルーベイ社の運用体制は、以下の通りです。

1) エマージングマーケットチーム



- ・投資委員会は、CIOおよびシニア・ポートフォリオ・マネジャーを中心としたメンバーで構成。
 - ・ブルーベイ社のエマージング・デスクはポートフォリオ・マネジャー17名、アナリスト10名から成るチームで構成。
 - ・運用は、投資委員会で議論されるマクロの見方と、アナリストやトレーダーからのボトムアップ情報を組み合わせ、ポートフォリオを構築していきます。
- ・ブルーベイ社の投資の意思決定過程は、ボトムアップとトップダウンを組み合わせたものとなります。トップダウン・アプローチでは、投資委員会等にてマクロ経済、金利などの状況を議論し、市場の方向性を予想し、ポートフォリオ全体のリスクを決定します。トップダウンによって決まった全体的なリスクに対し、ボトムアップ・アプローチでは全体的なリスクの範囲内で、ファンダメンタルズ、テクニカル、取引コスト、流動性といった観点から個別の銘柄を選別し、実際の投資を決定していきます。エマージング債券の運用では、個別銘柄の選択が非常に重要で、ボトムアップ・アプローチの比率が高くなっています。

2) 投資プロセス



- ・個別の投資の決定は、社内外からの情報、調査に基づき行われます。社内には地域毎にリサーチを担当するアナリストがおり、このアナリストが作成したレポートをもとに投資を行っています。
- ・エマージング債券の評価では、ブルーベイ独自の調査に基づいて、金利及び通貨に対するそれぞれの見通しを立てます。金利分析においては、インフレ・ターゲットを導入している中央銀行と同じように考え、実行される可能性のある政策対応を予測し、金融政策を予想します。通貨については、GDP成長率の変化、経常収支、交易条件の変化、ファンダメンタルな通貨価値、に対する分析を組み合わせ予想を行います。
- ・社外情報では、エマージング各国政府の開示情報、国際通貨基金（IMF）、世界銀行などの国際機関のレポート、投資銀行のリサーチなどを利用しますが、こういった社外情報は参考資料として位置付けられており、社外情報だけで投資判断を行わず、必ず社内で分析を行ってから投資を行います。

上記体制等は、平成28年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約^{*}を締結します。

^{*}：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 2) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが記載されているものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えて取得できるものとし、それ以外のものについては投資信託財産の純資産総額の50%を超えないものとします。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 5) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 6) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 7) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 8) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク（金利変動リスク）

当ファンドは、主として投資信託証券を通じて公社債に投資します。公社債の価格は、一般的には金利が低下した場合は上昇し、金利が上昇した場合は下落します。価格変動は、一般的には残存期間が

長い公社債の方が、短いものより大きくなります。また発行体が財政難や経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組入れた公社債の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

また当ファンドは、先進国の債券に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域の公社債を実質的な投資対象としますが、そうした公社債の価格は大きく変動することがあります。さらに流動性が低い場合、想定する債券価格と乖離した価格で取引を行わなければならない場合などがあり、そうしたことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、実質的に外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割込むことがあります。すなわち、実質的に組入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

また当ファンドは、先進国の金融商品市場に比べ、市場規模や取引量が比較的小さい国・地域を実質的な投資対象としますが、そうした国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。さらに、流動性が低い場合、想定する為替レートと乖離したレートで取引を行わなければならない場合などがあり、それらのことが基準価額の下落要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、実質的に海外の資産に投資します。このため、投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあり、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は、先進国と比較して、一般的には経済基盤が脆弱であるため、経済成長、物価上昇率、財政収支、国際収支、外貨準備高等の悪化の影響が大きくなり、そのため金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。

また政治不安、社会不安や対外関係の悪化が金融商品市場や外国為替市場に大きな変動をもたらすことがあります。先進国と比較し、経済状況が大きく変動する可能性が高く、外部評価の悪化（格付けの低下）、経営不安・破綻、金融危機、経済危機等が起こりやすいリスクもあります。また決済の遅延・不能や決済制度上の問題も生じやすい面があります。さらに大きな政策転換、海外からの投資に対する規制や外国人投資家に対する課税の強化・導入、外国への送金・資産凍結などの規制の強化・導入、金融商品取引所・市場の閉鎖や取引規制、クーデター、政治体制の大きな変化、戦争、テロ事件などの非常事態により、金融商品市場や外国為替市場が著しい悪影響を被る可能性があります。自然災害の影響も大きく、より大きなカントリーリスクを伴います。

信用リスク

当ファンドは、実質的に組入れた有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに対する外部評価の変化等により基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

特に新興国は先進国に比べ、発行者の経営・財務状況の急激な悪化や経営不安・破綻が起こりやすいリスクがあります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で実質的に運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあり、基準価額が影響を受け、投資元本を割込むことがあります。

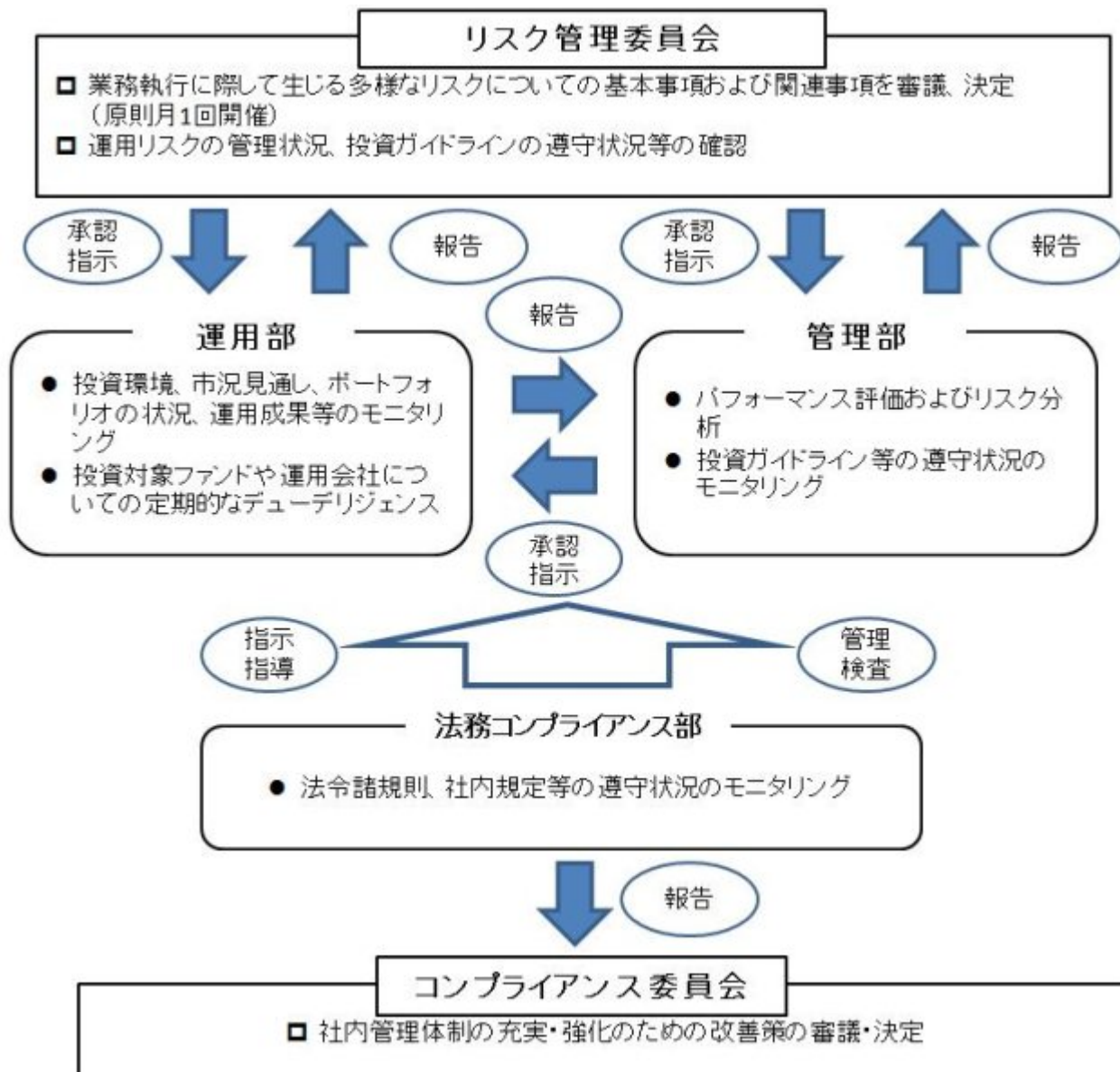
その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 3) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 4) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 5) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスク管理体制

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

- ・当社の運用リスク管理体制は、リスク管理委員会の下で一元的に管理する体制となっております。管理部、運用部等から報告されるモニタリング結果等がリスク管理委員会に集約され、その管理状況について確認が行われます。また、管理方法等に改善の必要が認められた場合には、リスク管理委員会は関係部に必要な措置を行うよう指示します。
- ・運用部は、投資環境、市況見通し、ポートフォリオの状況、ならびに運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行い、原則として月次にて運用計画の見直しを行い、投資政策委員会の承認を経て、投資対象資産への投資割合および資金動向等を総合的に判断・決定し運用の指図を行い、トレーディング室がその執行を行っています。
- ・また、運用部は投資対象とするファンド及びその運用会社（運用権限の委託を行う場合にはその運用委託先）について、定期的にデューデリジェンスを行い、その結果を投資政策委員会に報告し、投資先ファンド及び運用会社の状況について確認を行います。
- ・管理部は、当社におけるリスク管理を所管し、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、法令、約款、投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。
- ・法務コンプライアンス部は、運用に関連する社内規程、関連する法令諸規則等の遵守状況についてモニタリングを行い、コンプライアンス委員会に報告します。重大な事案については、コンプライアンス委員会で審議され、必要に応じて決定した改善策について関係部に指示を行い、社内管理体制の充実・強化を図っています。



上記体制は平成28年6月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<ブルーベイ社>

ブルーベイ社では、リスク管理部門の専用担当を設け、専用のシステムにより以下の観点からリスク管理を行っています。

- ・様々な角度（モンテカルロ、ヒストリック・シミュレーション、パラメトリックなど）からのリスク分析の他、トラッキング・エラー、VaR、金利や為替のポジションにターゲット・レンジを設けて管理しています。また、ポートフォリオ全体のリスクが戦略によってどのように変動するのかをシミュレートするストレス・テストも実施しています。
- ・取引執行の事前、事後に当該取引が運用ガイドラインから逸脱していないかチェックしています。例えば、投資制限を越えるような取引の発注はできないといった、物理的なコントロールを行っています。

上記体制等は、平成28年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

[投資リスク]

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2011年6月末～2016年5月末



*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*分配金再投資基準価額は、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラス^(※)との騰落率の比較

2011年6月末～2016年5月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	40.1	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値	△18.9	△17.0	△15.6	△27.4	0.4	△8.6	△17.4
平均値	3.7	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

(※)各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性をきむ一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全部銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.78%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得

た額とします。

- ・ <自動けいぞく投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞		
当ファンド	1.188% （税抜1.10%）	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 日々のファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額とします。
投資対象とする投資信託証券	0.8%	投資運用等の対価です。
実質的負担	1.988%程度（税込）	

- ・ 投資先ファンドの運用報酬（純資産総額に対して年率0.8%）を加えた実質的な信託（運用）報酬（税込・年率）の概算値は、年1.988%程度です。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）	合計	役務の内容
	1.188% (1.10%)	
委託会社	0.3996% (0.37%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.7560% (0.70%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.0324% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。（ただし、これらに限定されるものではありません。）

- (a) 株式等の売買委託手数料
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税

(e) 信託財産に係る監査費用等

(f) その他信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

(a) から (d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等（年額105万円および消費税）が日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

(f) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。

また、投資先ファンドにおいて組入有価証券等の売買の際、発注先証券会社等に支払う手数料、保管報酬、事務代行報酬、登録および名義書替代行報酬、運営および一般管理費が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

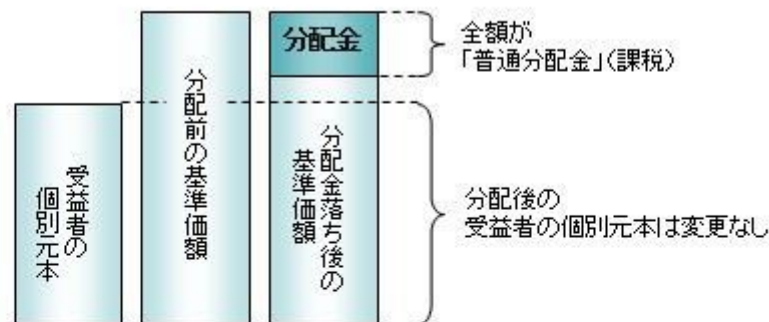
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

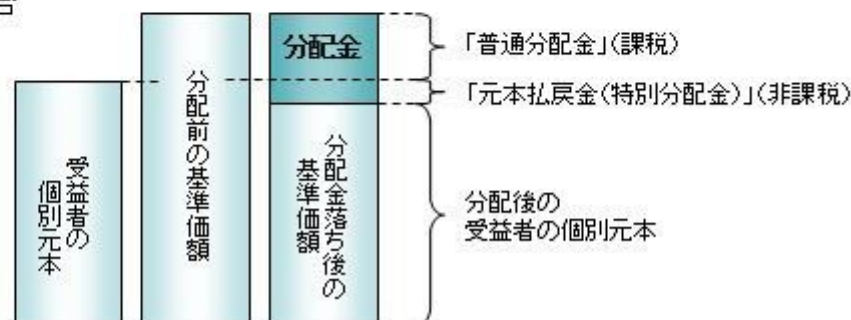
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成28年5月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）】

以下の運用状況は2016年 5月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	179,626,808	98.27
親投資信託受益証券	日本	2,021,172	1.11
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,149,631	0.63
合計(純資産総額)		182,797,611	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund Class L USD	27,364.116	6,572.08	179,839,312	6,564.31	179,626,808	98.27
日本	親投資信託受益証券	S I M ショートターム・マザー・ファンド	1,982,319	1.0196	2,021,172	1.0196	2,021,172	1.11

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.27
親投資信託受益証券	1.11
合計	99.37

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2009年 5月25日)	191	191	0.9343	0.9343

第2計算期間末	(2010年 5月24日)	273	273	1.0393	1.0393
第3計算期間末	(2011年 5月23日)	319	319	1.1431	1.1431
第4計算期間末	(2012年 5月23日)	296	296	1.0529	1.0529
第5計算期間末	(2013年 5月23日)	471	471	1.5177	1.5177
第6計算期間末	(2014年 5月23日)	291	291	1.3672	1.3672
第7計算期間末	(2015年 5月25日)	236	236	1.4335	1.4335
第8計算期間末	(2016年 5月23日)	181	181	1.1922	1.1922
	2015年 5月末日	235		1.4293	
	6月末日	224		1.3905	
	7月末日	221		1.3803	
	8月末日	207		1.3019	
	9月末日	194		1.2310	
	10月末日	204		1.2900	
	11月末日	200		1.3003	
	12月末日	187		1.2431	
	2016年 1月末日	183		1.2179	
	2月末日	176		1.1649	
	3月末日	191		1.2597	
	4月末日	188		1.2447	
	5月末日	182		1.2023	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2008年 9月30日～2009年 5月25日	0.0000
第2期	2009年 5月26日～2010年 5月24日	0.0000
第3期	2010年 5月25日～2011年 5月23日	0.0000
第4期	2011年 5月24日～2012年 5月23日	0.0000
第5期	2012年 5月24日～2013年 5月23日	0.0000
第6期	2013年 5月24日～2014年 5月23日	0.0000
第7期	2014年 5月24日～2015年 5月25日	0.0000
第8期	2015年 5月26日～2016年 5月23日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2008年 9月30日～2009年 5月25日	6.57
第2期	2009年 5月26日～2010年 5月24日	11.24
第3期	2010年 5月25日～2011年 5月23日	9.99
第4期	2011年 5月24日～2012年 5月23日	7.89
第5期	2012年 5月24日～2013年 5月23日	44.14

第6期	2013年 5月24日～2014年 5月23日	9.92
第7期	2014年 5月24日～2015年 5月25日	4.85
第8期	2015年 5月26日～2016年 5月23日	16.83

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2008年 9月30日～2009年 5月25日	207,831,800	2,729,659
第2期	2009年 5月26日～2010年 5月24日	328,510,406	270,337,063
第3期	2010年 5月25日～2011年 5月23日	94,061,923	78,201,455
第4期	2011年 5月24日～2012年 5月23日	85,783,750	83,460,156
第5期	2012年 5月24日～2013年 5月23日	103,995,443	74,922,335
第6期	2013年 5月24日～2014年 5月23日	56,026,536	153,040,163
第7期	2014年 5月24日～2015年 5月25日	271,313,517	319,851,162
第8期	2015年 5月26日～2016年 5月23日	12,223,371	24,955,152

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

S I M ショートターム・マザー・ファンド

以下の運用状況は2016年 5月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		172,353,050	100.00
合計(純資産総額)		172,353,050	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ. 種類別の投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

(2016年5月末現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後の値です。

分配の推移

決算期	分配金
16年5月	0円
15年5月	0円
14年5月	0円
13年5月	0円
12年5月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、課税前です。

主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

	組入上位銘柄	利率	償還日	通貨	構成比率
1	南アフリカ共和国国債	10.50%	2026/12/21	南アフリカ・ランド	9.13%
2	ポーランド共和国国債	2.50%	2026/7/25	ポーランド・ズロチ	5.45%
3	トルコ共和国国債	8.00%	2025/3/12	トルコ・リラ	4.33%
4	マレーシア国債	3.80%	2023/8/17	マレーシア・リンギット	3.97%
5	ポーランド共和国国債	5.25%	2020/10/25	ポーランド・ズロチ	3.83%
6	インドネシア共和国国債	8.38%	2026/9/15	インドネシア・ルピア	3.82%
7	コロンビア共和国国債	7.00%	2022/5/4	コロンビア・ペソ	2.62%
8	ハンガリー国債	5.50%	2025/6/24	ハンガリー・フォリント	2.22%
9	南アフリカ共和国国債	7.00%	2031/2/28	南アフリカ・ランド	2.21%
10	メキシコ合衆国国債	8.50%	2029/5/31	メキシコ・ペソ	2.08%

※構成比率は投資先ファンドの純資産総額を100%として計算しています。

年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。＜暦年ベース＞

※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、課税前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2008年は設定日(9月30日)から年末まで、2016年は年初来5月末までの収益率を表示しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜自動けいぞく投資コース＞と＜一般コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜自動けいぞく投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜一般コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜新生インベストメント・マネジメント株式会社＞

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。な

お、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ルクセンブルクの銀行休業日

ロンドンの銀行休業日

ニューヨークの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

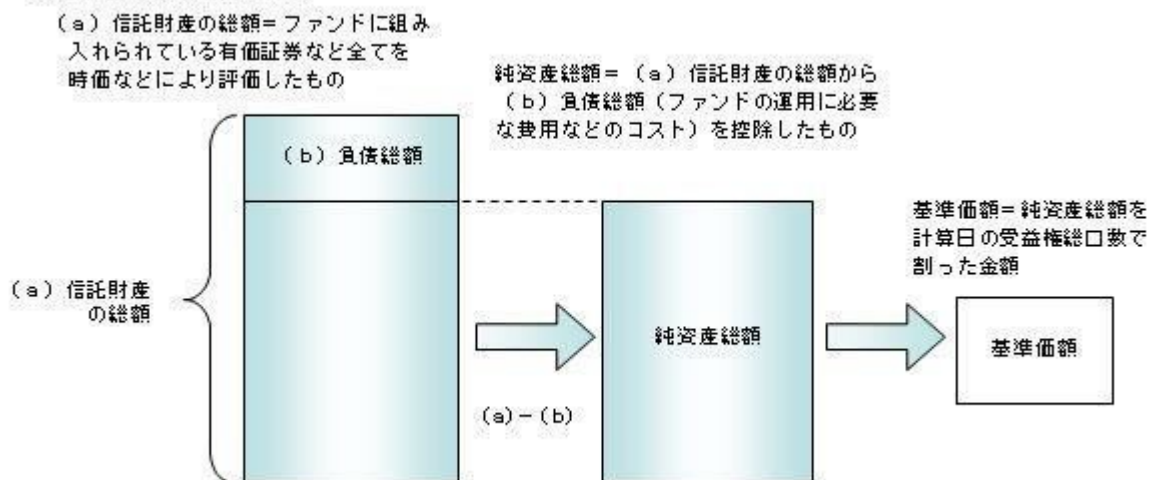
(1)【資産の評価】

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<新生インベストメント・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.shinsei-investment.com/>

電話番号：03-6880-6448（投資信託部）

受付時間：営業日の9時～17時

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成20年9月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が30億口を下回るようになった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

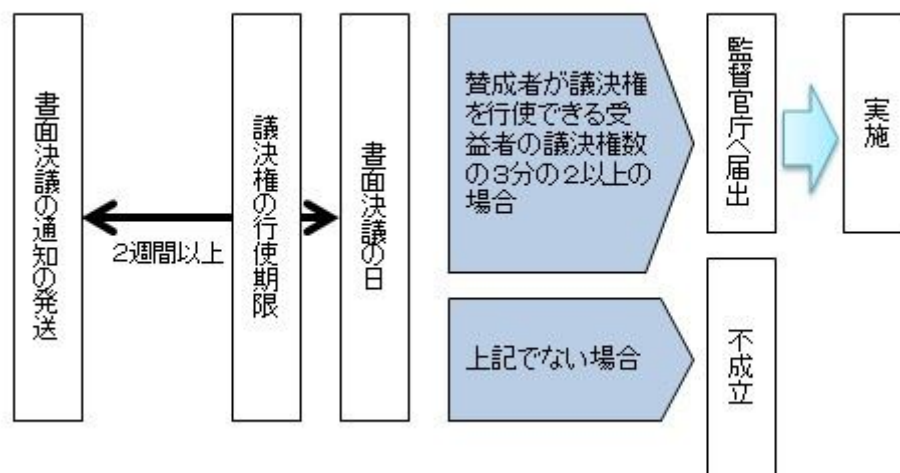
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知っている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成27年5月26日から平成28年5月23日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 （平成27年 5月25日現在）	第8期 （平成28年 5月23日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,061,295	3,414,888
投資証券	230,446,056	178,023,736
親投資信託受益証券	4,021,172	2,021,172
未収利息	1	-
流動資産合計	238,528,524	183,459,796
資産合計	238,528,524	183,459,796
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	206,339
未払受託者報酬	39,720	29,428
未払委託者報酬	1,416,404	1,049,481
未払利息	-	9
その他未払費用	566,934	657,768
流動負債合計	2,023,058	1,943,025
負債合計	2,023,058	1,943,025
純資産の部		
元本等		
元本	164,981,382	152,249,601
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,524,084	29,267,170
元本等合計	236,505,466	181,516,771
純資産合計	236,505,466	181,516,771
負債純資産合計	238,528,524	183,459,796

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 （自平成26年 5月24日 至平成27年 5月25日）	第8期 （自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日）
営業収益		
受取配当金	26,121,439	10,757,365
受取利息	1,305	157
有価証券売買等損益	66,808,028	24,286,002
為替差損益	59,914,770	20,238,681
営業収益合計	19,229,486	33,767,161
営業費用		
支払利息	-	297
受託者報酬	107,138	64,200
委託者報酬	3,820,988	2,289,730
その他費用	1,786,785	1,610,620
営業費用合計	5,714,911	3,964,847
営業利益又は営業損失（ ）	13,514,575	37,732,008
経常利益又は経常損失（ ）	13,514,575	37,732,008
当期純利益又は当期純損失（ ）	13,514,575	37,732,008
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,221,803	2,819,834
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	78,411,110	71,524,084
剰余金増加額又は欠損金減少額	103,547,383	3,284,395
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	103,547,383	3,284,395
剰余金減少額又は欠損金増加額	118,727,181	10,629,135
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	118,727,181	10,629,135
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,524,084	29,267,170

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8期 (自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日に知りうる直近の日の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 受取配当金 原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) ファンドの計算期間</p>

当ファンドの計算期間は原則として、毎年5月24日から翌年5月23日までとしておりますが、第8期計算期間は前計算期間末日及びその翌日が休業日のため、平成27年 5月26日から平成28年 5月23日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第7期 (平成27年 5月25日現在)		第8期 (平成28年 5月23日現在)	
	1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額	213,519,027円	期首元本額
	期中追加設定元本額	271,313,517円	期中追加設定元本額	12,223,371円
	期中一部解約元本額	319,851,162円	期中一部解約元本額	24,955,152円
2. 計算期間の末日における受益権総数		164,981,382口		152,249,601口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	-円	元本の欠損	-円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	1.4335円	1口当たり純資産額	1.1922円
	(10,000口当たり純資産額)	(14,335円)	(10,000口当たり純資産額)	(11,922円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第7期 (自平成26年 5月24日 至平成27年 5月25日)		第8期 (自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日)	
	1. 分配金の計算過程	費用控除後の配当等収益額	10,415,631円	費用控除後の配当等収益額
	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
	収益調整金	97,518,986円	収益調整金	92,926,945円

	分配準備積立金	26,975,274円	分配準備積立金	32,010,654円
	当ファンドの分配対象収益額	134,909,891円	当ファンドの分配対象収益額	131,262,741円
	当ファンドの期末残存口数	164,981,382口	当ファンドの期末残存口数	152,249,601口
	10,000口当たり収益分配対象額	8,177.26円	10,000口当たり収益分配対象額	8,621.54円
	10,000口当たり分配金	-円	10,000口当たり分配金	-円
	分配金	-円	分配金	-円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。		当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第7期 (自平成26年 5月24日 至平成27年 5月25日)	第8期 (自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日)
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送付金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資証券、親投資信託受益証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり、原則として外貨の送付金及び将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

<p>第7期 (平成27年 5月25日現在)</p>	<p>第8期 (平成28年 5月23日現在)</p>
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p>

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
---	---

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第7期 （平成27年 5月25日現在）	第8期 （平成28年 5月23日現在）
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	38,844,435	21,342,095
親投資信託受益証券	394	1
合計	38,844,041	21,342,096

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 (自平成26年 5月24日 至平成27年 5月25日)	第8期 (自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第8期 (自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日)
該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (平成28年 5月23日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
日本円	親投資信託受益証券	SIM ショートターム・マザー・ファンド	1,982,319	2,021,172	
日本円小計			1,982,319	2,021,172	
米ドル	投資証券	SIM BlueBay Emerging Market Local Currency Bond Fund Class L USD	27,364.116	1,621,050.23	

米ドル小計	27,364.116	1,621,050.23 (178,023,736)	
合計		180,044,908 (178,023,736)	

(注1)米ドル小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4)外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率(注)	有価証券の 合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 1銘柄	98.1%	98.9%

(注)組入時価の純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型））（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人である「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド」の投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国投資法人の投資証券であります。主要投資対象である同外国投資法人の計算期間末日（平成27年6月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資法人の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を管理会社より入手し、委託会社が原文を翻訳しております。

また、当ファンドは、「SIM ショートターム・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

SIM ショートターム・マザー・ファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成28年 5月23日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	72,354,869
現先取引勘定	99,999,947
流動資産合計	172,354,816
資産合計	172,354,816
負債の部	
流動負債	
未払利息	198
流動負債合計	198
負債合計	198
純資産の部	
元本等	
元本	169,035,800
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	3,318,818
元本等合計	172,354,618
純資産合計	172,354,618
負債純資産合計	172,354,816

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成28年 5月23日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	183,538,125円
期中追加設定元本額	2,942,235円
期中一部解約元本額	17,444,560円

	期末元本額	169,035,800円
	元本の内訳*	
	新生・欧州債券ファンド 1506	980,777円
	新生・欧州債券ファンド 1508	980,777円
	ワールドコーポレート・ハイブリッド証券ファン ド1603	980,681円
	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎 月分配型）	159,128,121円
	エマージング・カレンシー・債券ファンド（1 年決算型）	1,982,319円
	中国インド・ダイナミック・グロース・ファン ド	4,983,125円
2.	計算日における受益権総数	169,035,800口
3.	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第 10号に規定する額	元本の欠損 -円
4.	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0196円 (10,000口当たり純資産額) (10,196円)

(注)*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日)
1 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

（平成28年 5月23日現在）

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

ん。

2 時価の算定方法

短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自平成27年 5月26日 至平成28年 5月23日）

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表（平成28年 5月23日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

運用会社の取締役の報告書

取締役の責任

本ファンドの連結財務諸表は、取締役会の監督の下で管理者であるBrown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A. が作成します。ルクセンブルグの法律および規則に従って、取締役は、連結財務諸表の作成および適正表示に関する適切な内部統制が本ファンドのサービス・プロバイダーにより適切に実施されるよう、また連結財務諸表の作成に関して行われた会計上の判断ないし見積りに関する監督を行うために適切な措置を講じています。取締役会は、これらの要求を完全に充足しているものと確信しています。

取締役会

ルクセンブルグ、2015年10月13日

監査報告書

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドの株主各位

2014年10月28日付定時株主総会の任命により、我々は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの添付の連結財務諸表の監査を行いました。これらの連結財務諸表は、2015年6月30日時点の結合純資産計算書ならびに投資明細表およびその他純資産、同日に終了した年度についての結合損益計

算書および結合純資産変動計算書、重要な会計方針の概要、財務諸表へのその他の注記から構成されず。

連結財務諸表に対するファンドの取締役会の責任

ファンドの取締役会は、連結財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの連結財務諸表を作成し適正に表示する責任を負います。この責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない連結財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制の設計、実施および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積もりを行うことが含まれます。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの連結財務諸表に対して意見を表明することです。我々は、「公認監査人協会」(“ Institut des Reviseurs d ' Entreprises ”)によりルクセンブルグで適用された国際監査基準に従って監査を実施しました。当該基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務諸表に重大な虚偽表示がないか否かについての合理的な確証を得るための監査を計画し実施することを我々に要求しています。

監査には、連結財務諸表の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続きの実行が含まれます。選択されるこの手続きは、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務諸表上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠しています。それらのリスク評価において、監査人は、状況に適合する監査手続きを立案するため、事業体の財務諸表の作成および適正表示に関する内部統制について考慮しますが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではありません。

監査はまた、ファンドの取締役会が採用した会計方針の妥当性および行った会計上の見積もりの合理性についての評価と共に、連結財務諸表の全体的な表示に関する評価も含んでいます。

我々は、我々が収集した監査証拠が我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信しています。

意見

我々の意見では、これらの連結財務諸表は、2015年6月30日時点のブルーベイ・ストラクチャード・ファンドおよびその各サブ・ファンドの財政状態、ならびに同日に終了した年度についての経営成績および純資産の変動を財務諸表の作成に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って真実かつ公正に表示しています。

その他の事項

本年次報告書に含まれる補足的情報は、我々に課された責務との関連において検討されたものですが、これらは上述の監査基準に準拠して実施された特定の監査手続きの対象ではありません。従って、我々はこれらの情報に対して意見を表明するものではありませんが、連結財務諸表との関連で全体として見た場合、これらの情報に関して指摘事項はありません。

有限責任監査法人デロイト

ルクセンブルグ、2015年10月13日

Philippe Lenges 監査人
パートナー

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・
ボンド・ファンド

(Societe d' Investissement a Capital Variable-Fonds d' Investissement Specialise)

2015年6月30日時点の投資明細表およびその他純資産

	利率	償還日	通貨	額面金額 (単位:千)	評価額 米ドル	純資産 比率(%)
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券						
債券						
ブラジル						
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Series F *	10.00%	2017/01/01	BRL	27,000	8,257,940	4.05
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Series F *	10.00%	2023/01/01	BRL	10,000	2,836,374	1.39
Brazil Notas do Tesouro Nacional - Series F *	10.00%	2025/01/01	BRL	5,925	1,650,606	0.81
					12,744,920	6.25
チリ						
Bonos de la Tesoreria de la Republica *	3.00%	2017/07/01	CLP	2,673,354	4,379,372	2.15
Bonos del Banco Central de Chile en Pesos *	6.00%	2017/06/01	CLP	1,300,000	2,139,360	1.05
Bonos del Banco Central de Chile en Pesos *	6.00%	2022/03/01	CLP	55,000	95,562	0.05
					6,614,294	3.25

コロンビア

Colombian TES	11.00%	2020/07/24	COP	13,000,000	6,014,350	2.95
Colombian TES	10.00%	2024/07/24	COP	15,514,500	7,043,235	3.46
Colombian TES	6.00%	2028/04/28	COP	3,000,000	983,211	0.48
					<u>14,040,796</u>	<u>6.89</u>

インド

India Government Bond	7.16%	2023/05/20	INR	153,920	2,279,553	1.12
-----------------------------	-------	------------	-----	---------	-----------	------

インドネシア

Indonesia Treasury Bond	8.38%	2024/03/15	IDR	22,000,000	1,655,515	0.81
-------------------------------	-------	------------	-----	------------	-----------	------

アイルランド

DEPFA Bank Plc	0.00%	2020/06/23	TRY	9,000	1,714,376	0.84
-------------------	-------	------------	-----	-------	-----------	------

マレーシア

Malaysia Government Bond	4.18%	2024/07/15	MYR	6,000	1,608,534	0.79
Malaysia Government Bond	3.89%	2027/03/15	MYR	7,960	2,058,039	1.01
Malaysia Government Bond	3.84%	2033/04/15	MYR	2,982	742,536	0.36
					<u>4,409,109</u>	<u>2.16</u>

メキシコ

Mexican Bonos	5.00%	2019/12/11	MXN	53,750	3,402,925	1.67
Mexican Bonos	10.00%	2024/12/05	MXN	32,730	2,677,467	1.31
Mexican Bonos	8.50%	2029/05/31	MXN	61,360	4,656,891	2.29
Mexican Bonos	7.75%	2042/11/13	MXN	26,100	1,850,662	0.91
Mexican Udibonos	4.50%	2025/12/04	MXN	37,257	2,713,901	1.33
					<u>15,301,846</u>	<u>7.51</u>

ナイジェリア

Nigeria Government Bond	15.10%	2017/04/27	NGN	215,960	1,090,169	0.53
Nigeria Government Bond	16.00%	2019/06/29	NGN	243,730	1,263,009	0.62
Nigeria Government Bond	16.39%	2022/01/27	NGN	19,157	102,580	0.05
					<u>2,455,758</u>	<u>1.20</u>

ペルー

Peruvian Government International Bond	5.70%	2024/08/12	PEN	1,050	312,909	0.15
Peruvian Government International Bond	6.95%	2031/08/12	PEN	4,000	1,237,009	0.61
					<u>1,549,918</u>	<u>0.76</u>

ポーランド

Poland Government Bond	5.25%	2017/10/25	PLN	8,930	2,546,578	1.25
Poland Government Bond	5.25%	2020/10/25	PLN	18,997	5,676,016	2.78
Poland Government Bond	5.75%	2021/10/25	PLN	1,369	422,596	0.21
Poland Government Bond	2.75%	2023/08/25	PLN	14,327	4,236,108	2.08
Poland Government Bond	4.00%	2023/10/25	PLN	2,011	565,726	0.28
Poland Government Bond	3.25%	2025/07/25	PLN	12,254	3,243,600	1.59
					<u>16,690,624</u>	<u>8.19</u>

ルーマニア

Romania Government Bond	5.90%	2017/07/26	RON	8,000	2,146,484	1.05
-------------------------------	-------	------------	-----	-------	-----------	------

Romania Government Bond	5.95%	2021/06/11	RON	1,300	367,164	0.18
					<u>2,513,648</u>	<u>1.23</u>
ロシア						
Russian Federal Bond - OFZ	7.40%	2017/04/19	RUB	125,873	2,145,142	1.05
Russian Federal Bond - OFZ	7.50%	2018/03/15	RUB	54,777	910,122	0.45
					<u>3,055,264</u>	<u>1.50</u>
南アフリカ共 和国						
South Africa Government Bond	7.25%	2020/01/15	ZAR	70,200	5,670,807	2.78
South Africa Government Bond	6.75%	2021/03/31	ZAR	39,830	3,107,113	1.53
South Africa Government Bond	10.50%	2026/12/21	ZAR	55,000	5,274,079	2.59
South Africa Government Bond	7.00%	2031/02/28	ZAR	62,862	4,424,033	2.17
South Africa Government Bond	6.25%	2036/03/31	ZAR	44,659	2,778,368	1.36
South Africa Government Bond	8.75%	2048/02/28	ZAR	11,200	903,840	0.44
					<u>22,158,240</u>	<u>10.87</u>
タイ						
Thailand Government Bond	1.20%	2021/07/14	THB	179,460	5,142,604	2.52
Thailand Government Bond	3.63%	2023/06/16	THB	28,919	902,906	0.44
Thailand Government Bond	3.85%	2025/12/12	THB	88,500	2,827,535	1.39
					<u>8,873,045</u>	<u>4.35</u>

トルコ

Turkey Government Bond	6.30%	2018/02/14	TRY	5,000	1,729,190	0.85
Turkey Government Bond	8.50%	2019/07/10	TRY	4,505	1,632,897	0.80
Turkey Government Bond	4.00%	2020/04/01	TRY	592	236,141	0.12
Turkey Government Bond	3.00%	2021/07/21	TRY	5,347	2,057,885	1.01
Turkey Government Bond	7.10%	2023/03/08	TRY	2,370	782,854	0.38
Turkey Government Bond	8.80%	2023/09/27	TRY	3,011	1,096,419	0.54
Turkey Government Bond	9.00%	2024/07/24	TRY	5,850	2,160,722	1.06
Turkey Government Bond	8.00%	2025/03/12	TRY	19,287	6,645,007	3.26
					16,341,115	8.02
債券合計					132,398,021	64.95
公認取引所上場譲渡可能有価証券またはその他の規制市場で取引される譲渡可能有価証券					132,398,021	64.95
投資合計 (取得原価 159,525,060 米ドル)					132,398,021	64.95
負債控除後 その他資産					71,435,817	35.05
純資産合計					203,833,838	100.00

*利含み債
券価格

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド;SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル	
資産			
投資証券(時価)	2		132,398,021
スワップ契約にかかる未実現利益	2,9		46,353,102
購入オプション(時価)	2,9		-
現金および現金同等物	2		25,083,994
未売却却投資			815,977
株式発行にかかる未収金			30,000
未収利息	2		4,663,786
その他未収および未収収益			-
資産合計			209,344,880
負債			
先渡外国為替契約にかかる未実現損失	2,9		22,614
先物契約にかかる未実現損失	2,9		58,822
スワップ契約にかかる未実現損失	2,9		-
売却オプション(時価)	2,9		-
当座借越およびブローカーへの未払金	2		661,052
ルクセンブルグの年次税(Taxe d'abonnement)	3		6,206
未払運用顧問報酬および未払アドバイザー報酬	6		136,234
未払管理事務代行報酬	5		45,605
未払預託報酬	5		53,593
未払専門家報酬	5		45,488
未払購入投資			3,399,239
未払購入投資有価証券	2		-
未払分配金	4		1,067,805
未払費用およびその他の未払金			14,384
負債合計			5,511,042
純資産合計			203,833,838

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

	注記	ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド;SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド 米ドル	
利益			
源泉徴収税控除後分配金	2		15,954,947
リバース・リバーチェス契約受取利息	8		152
スワップ契約受取利息			8,432,281
預金金利	2		130
融資収益			-
その他の利益			865

総利益		24,388,375
費用		
運用顧問報酬	6	2,240,234
成功報酬	6	-
ルクセンブルグの年次税 (Taxe d'abonnement)	3	25,659
取締役報酬	6	1,425
管理報酬	5	140,072
預託報酬	5	164,607
専門家報酬		32,447
取引手数料	2	158,958
支払利息	2	376
リバーチェス契約支払利息	8	-
スワップ契約支払利息		4,894,071
銀行金利手数料	2	1,226
その他費用		107,046
総費用		7,766,121
純投資利益(損失)		16,622,254
純実現評価益		
純資産	2	7,758,781
先渡外国為替取引	2	67,717,013
先物取引	2	854,641
スワップ契約	2	34,305,692
オプション	2	95,488
外国為替取引	2	13,148,762
実現評価益合計		123,880,377
純実現評価損		
純資産	2	(57,376,747)
先渡外国為替取引	2	(59,504,028)
先物取引	2	(1,719,198)
スワップ契約	2	(38,211,026)
オプション	2	(450,208)
外国為替取引	2	(15,544,821)
実現評価損合計		(172,806,028)
純投資利益および実現評価益 / (評価損)		(32,303,397)
未実現評価益の純変動		
純資産	2	1,245,604
先渡外国為替取引	2	314,876
先物取引	2	56,990
スワップ契約	2	14,689,868
オプション	2	-
総未実現評価額		16,307,338
未実現償却における純変動		

投資	2	(12,226,652)
先渡外国為替取引契約	2	(666,301)
先物取引	2	-
スワップ取引契約	2	(13,499,736)
オプション	2	-
総未実現償却額		(26,392,689)
外国為替取引における未実現減価/増価の純変動	2	(215,478)
当期本年度実績		(42,604,226)
株式取引		
株式取引にかかる純引受額		25,092,567
株式取引にかかる償還額		(136,732,894)
分配金	4	(21,263,078)
当期純資産の増加/(減少)		(175,507,631)
当期首純資産		379,341,469
当期末純資産合計		203,833,838

添付の注記は、本財務諸表と不可分のものである。

統計情報

総経費率^{*} (未監査)

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド(2015年6月30日)

- 円ベースクラスL	0.91%
- ベースクラスL	0.92%

* 各株式クラスは、サブ・ファンドの計算期間末における未払実費用の比例持分に記入されます。各株式クラスが記入される比例持分は、相対的に各株式クラスの年次平均運用資産額、それに応じる費用上限およびサブ・ファンドの総経費で計算されます。クラス費用上限で乗じた全累積株式クラスの運用資産額を超えた費用に関しては、管理会社が負担します。当期中に設定または償還した各株式クラスの総経費率は、相対的に期中発行日の口数に応じて計算されます。総経費率は未監査です。

発行済口数

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド(2015年6月30日)

- ベースクラスL 3,157,176

純資産合計

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2015年 6月30日
ファンド 米ドル	550,514,135	379,341,469	203,833,838
- 円ベースクラスL 日本円	63,020,155	60,626,358	-
- ベースクラスL 米ドル	549,879,075	378,743,016	203,833,838

純資産価額

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド

	2013年 6月30日	2014年 6月30日	2015年 6月30日
- 円ベースクラスL 日本円	9,175.80	8,675.33	-
- ベースクラスL 米ドル	85.30	80.79	64.56

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド

会社型投資信託(Societe d' Investissement a Capital Variable-Fonds d' Investissement Specialise)

2015年6月30日時点の財務諸表への注記

1. 一般情報

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド(「本ファンド」)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて会社型投資信託(Societe d' investissement a Capital Variable(SICAV))として組織された有限責任会社で、2005年5月19日に設立されました(存続期間は無期限)。本ファンドは、2007年2月13日法(改定済)に基づく専門投資ファンド(SICAV、SICAV-FIS形式における専門投資ファンド)として承認されています。ファンドはブルーベイ・ファンズ・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下、「管理会社」といいます。)を管理会社に任命しました。

ブルーベイ・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイは、無期限の存続期間を持つ公開有限責任会社(Societe Anonyme)として、2002年8月1日付のルクセンブルグの法律に基づき設立されました。

ファンドは、ヨーロッパ議会およびオルタナティブ・インベストメント・ファンド・マネジャー(AIFMD)に関する2011年6月8日付の委員会における2011/61/EU通達および随時改訂される2013年7月12日付のルクセン

ブルグの法律(AIFM Law)に基づき、オルタナティブ・インベストメント・ファンド(AIF)として認可されています。ブルーベイ・アセットマネジメント・エルエルピーは、Alternative Investment Fund Manager (以下「AIFM」といいます) Law第4条の意味において、本ファンドの外部AIFMに任命されました。

本ファンドは投資の選択機会を提供しており、現在は、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンド(GBP)、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・アンコンストレイン・ハイ・イールド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:トータル・リターン・ディバーシファイド・クレジット・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・マルチ アセット・クレジット・ファンドのサブ・ファンドが存在します(以下、各々を「サブ・ファンド」といいます)。サブ・ファンドは、様々な株式クラスを提供しています。

2. 重要な会計方針

連結業績報告書は、連結財務諸表の準備および作成に関するルクセンブルグの法規・規則ならびに一般的に受容される会計原則に従って準備および作成されます。

下記は、各ファンドが採用した重要な会計方針の概要です。

a) 連結方針

当ファンドの財務諸表は、本ファンドとその直接の子会社の勘定から成る連結ベースで表示されております。

注記10において開示されております通り、本ファンドは、子会社を通じてローンに対する投資を行うことができます。原資産の事業体の勘定は、その結果が本ファンドの会計方針と一致するように調整もしくは再分類の上、連結されています。子会社に対する投資費用は、取得もしくは拠出された日において純資産における本ファンドの持分に対して控除されます。すべての子会社間の未収金、未払金、利息および費用は連結から全額控除されます。当該子会社は、下記のサブ・ファンド、即ちブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ハイ・インカム・ローン・ファンド、およびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・マルチアセット・クレジット・ファンドの合算連結純資産計算書、連結業績報告書ならびに純資産変動計算書において連結されています。

b) 有価証券の評価額

いずれかの証券市場において成立したか取り扱われている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産の価値は、利用可能な最新の終値に基づいています。その他の規制市場において取引さ

れている引渡し可能な証券類、マネーマーケット商品およびその他の資産は、可及的に上場証券の値決めと同様な方法で測定されています。いずれかの証券市場またはその他の規制市場での非上場ないしは取引または取り扱われていない資産、および当該その他の市場において評価価格が利用できない上場または非上場の資産、または相場価格が公正市場価値の代表値ではない資産に関する価値は、予見できる範囲での売買価格を基礎として取締役会によって慎重かつ誠実に決定されます。オープン型UCIが有する株式または投資信託は、最終決定され、利用可能な純資産価値により、あるいは当該価格が当該資産の公正市場価値の代表値ではない場合は、それらの価格は取締役会によって公正かつ公平に決定されます。クローズド型のUCIが有する投資信託または株式は、証券市場において利用可能な最終価格で評価されています。

取締役会は、一定のサブ・ファンドにおいて保有されている短期の譲渡可能負債証券に関して、償却原価法による評価を使用することを許可することができます。この方法は、有価証券をその取得コストで評価し、その後、金利変動が当該有価証券又はその他の金融商品の市場価格に対して与える影響とは無関係に、額面を下回る一切の金額又は額面を上回る一切の金額を、最終期限までの期間において、定額で償却することを前提とすることを意味します。償却原価法により、評価額は確実なものとなりますが、償却原価法によって決定された評価額が、結果として、サブ・ファンドが当該有価証券を売却した場合に当該サブ・ファンドが受領することとなると思われる価格を上回る期間又は下回る期間が発生する可能性があります。

サブ・ファンドの有価証券の中には、“ダーティー・プライス”手法を使用して値付けされているものもあります。これらの有価証券に対する相場価格は、次のクーポン支払日に発生する利子を含むこれら有価証券の全ての将来キャッシュ・フローの現在価値を含みます。この手法により値付けされた有価証券は、投資明細表およびその他純資産の項において“ ”が付属しています。

c) 先渡外国為替契約

オープンな先渡外国為替契約は、当該評価時に成立した先物為替レートを基礎に評価されます。取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われていない先渡外国為替契約の清算値は、取締役会により当該種類の契約に対して一貫して適用されるものとして設定された方針に基づいて決定されるネットベースの清算値を意味するものとします。

本処理による実現評価益（または評価損）および未実現評価益（または評価損）は「連結業務報告書」および「純資産変動計算書」の「先渡外国為替契約に係わる実現評価益（または評価損）」および「先渡外国為替契約に係わる未実現評価益（または評価損）の純変動額」にそれぞれ算入されています。実現純損益には、他の契約によって清算または相殺された契約に係わる純利得を含んでいます。各サブ・ファンドはクラス別のヘッジを行っています。当該ヘッジの利得と損失はすべて対応するクラスの株式（種類株式）のみへ配賦されます。

d) 先物契約

先物契約を締結するに際して各サブ・ファンドは、先物ブローカーまたは市場の当初マージン要求額に応じて当該ブローカーへ現金を預託する必要があります。先物契約は、それらが取引される市場で決定された日々成立する清算価格を使用して評価されます。各サブ・ファンドとブローカーは、先物契約価値の日々の変動に等しい金額（「変動マージン」）を交換することに合意しています。オープン先物に関する契約価値の変動は、連結純資産計算書の作成日現在で契約価値を「マーク・ツー・マーケット（市場価値による時価評価）」することより未実現の利得ないしは損失として認識されます。契約終結時には、終結取引と当初取引の収益（またはコスト）の差額が「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において実現利益または損失として記

録されます。

取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われている先物契約の清算値は、サブ・ファンドにより先物契約が取引されている当該取引所並びに/又はその他の規制市場における当該契約の入手可能な最新の清算価格を基準とするものとします。但し、純資産の決定日に清算が行われなかった可能性がある場合には、当該取引の清算値の決定の基準は、管理会社が公正且つ合理的と考える価格とするものとします。

実現評価益(または評価損)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「先物契約に係わる実現評価益(または評価損)」および「先物契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

e) 投資有価証券の売却に関する実現評価益(または評価損)および損失

投資有価証券の売却に関する実現評価益(または評価損)は、平均原価に基づいて算定され、連結純資産変動計算書で認識されます。

f) 外貨換算

連結本年次報告書は各サブ・ファンドの会計通貨で作成されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨で表されている資産および負債は、期末日における為替レートで当該会計通貨へ換算されています。連結された勘定はユーロ(EUR)で表示されています。年度開始時の純資産の換算により528,671,151ユーロの通貨換算調整額が生じています。本換算方式は個別のサブ・ファンドへ割り当てられた純資産の価値に何の影響も及ぼしていません。

各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の市場価格は、2015年6月30日時点の為替レートで換算されています。各サブ・ファンドの会計通貨以外の通貨建ての投資費用、収益および経費は、取引日の為替レートで換算されています。

これらの項目の換算による通貨差損益を考慮に入れて、運用実績が判断されます。

当期末時点において、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ディバーシファイド・コーポレート・ボンド・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンドに関しては、以下のEURレートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
Canadian Dollar(CAD)	1.3910	Singapore Dollar (SGD)	1.5003
Great British Pound (GBP)	0.7085	Swedish Krona(SEK)	9.2451
Norwegian Krone(NOK)	8.7660	US Dollar(USD)	1.1142

当期末時点において、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・アンコンストレイン・ハイ・イールド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:エマージング・マーケット・コーポレート・マネージド・ボンド・ファンド、ブ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:トータル・リターン・ディバースィファイド・クレジット・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・マルチ アセット・クレジット・ファンドに関しては、以下のUS レートで換算されています。

通貨	換算レート	通貨	換算レート
Argentine Peso (ARS)	9.0842	Malaysian Ringgit(MYR)	3.7730
Australian Dollar(AUD)	1.3011	Mexican Peso(MXN)	15.6907
Brazilian Real (BRL)	3.1064	Nigerian Naira(NGN)	198.9000
Canadian Dollar(CAD)	1.2485	Norwegian Krone(NOK)	7.8675
Chilean Peso(CLP)	639.5300	Peruvian Nuevo Sol (PEN)	3.1776
Chinese Yuan Renminbi (CNY)	6.2010	Polish Zloty (PLN)	3.7609
Colombian Peso (COP)	2,599.6000	Romanian New Leu (RON)	4.0190
Euro (EUR)	0.8975	Russian Ruble (RUB)	55.7149
Great British Pound(GBP)	0.6358	Singapore Dollar (SGD)	1.3465
Hong Kong Dollar (HKD)	7.7526	South African Rand (ZAR)	12.1378
Hungarian Forint (HUF)	282.9564	Swedish Krona(SEK)	8.2975
Indian Rupee (INR)	63.6800	Swiss Franc(CHF)	0.9346
Indonesian Rupiah (IDR)	13,332.5000	Thai Baht(THB)	33.7755
Japanese Yen(JPY)	122.3650	Turkish Lira (TRY)	2.6790

当期末時点において、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:グローバル・ディバースィファイド・コーポレート・ボンド・ファンド(GBP)に関しては、以下のGBP レートで換算されています。

通貨	換算レート
EUR	1.4115

g) オプション契約

各サブ・ファンドは、コール・オプションおよびプット・オプションを売買する権限を有しています。サブ・ファンドがオプションを売買した場合は、支払(または受取)プレミアムに等しい金額が資産または負債として表示されます。次いで、これらの資産または負債の金額はオプションの時価を表示する目的で市場評価されます。オプションの行使により証券が売買された場合は、関連する支払(または受取)プレミアムは購入証券のベースへ加算(または減算)されるか、売却証券の収益から減算(または加算)されます。オプションが満期になる

(またはポートフォリオが取引終結する)場合は、各サブ・ファンドは、支払(または受取)プレミアムに応じて当該オプションに係わる利得または損失を実現させます(または取引の終結コストが支払(または受取)プレミアムを超過する程度に応じて利得または損失を実現させます)。

取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われていないオプションの清算値は、管理会社により当該種類の契約に対して一貫して適用されるものとして設定された方針に基づいて決定されるネットベースの清算値を意味するものとします。取引所又はその他の規制市場において売買取引が行われているオプションの清算値は、サブ・ファンドによりオプションが取引されている当該取引所並びに/又はその他の規制市場における当該契約の入手可能な最新の清算価格を基準とするものとします。但し、純資産の決定日に清算が行われない可能性がある場合には、当該取引の清算値の決定の基準は、管理会社が公正且つ合理的と考える価格とするものとします。

実現評価益(または評価損)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「オプション契約に係わる実現評価益(または評価損)」および「オプション契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

h) クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・指標スワップ

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)とは、プロテクション(保証)の買い手がフィー(通常は元本金額に対する1年当たりのベイス・ポイントで表示されます)を支払う代わりに、対象企業に係わる破産、延滞、または債務再編などのクレジット・イベントの発生によりプロテクションの売り手から支払いを受けるという2者間の金融契約です。クレジット・イベントおよび偶発支払額を決定するのに使用する精算方法は取引時に関係者間で協定します。

クレジット・イベントが宣告されると、プロテクションの買い手は契約を精算する権利を持ちます。通常、精算は実物で行われます。プロテクションの買い手は契約の額面額まで参照組織の社債を引き渡す権利を持ちます。それと引き替えに、プロテクションの買い手はこれらの負債と等しい金額を受け取ります。プロテクションの売却は、社債または代替的な負債の購入と等価のシンセティック(合成値)です。プロテクションの購入は、社債またはその他のクレジット商品のシンセティック型の空売りまたはヘッジと等価です。

クレジット・デフォルト・スワップの評価額は、当該クレジット・デフォルト・スワップを一般的に行われているパー・マーケット・スワップと比較することにより決定されるものとします。パー・マーケット・スワップとは、現時点において元本の交換を行うことなく取引を開始することができ、そのデール・スプレッドが、当該スワップの市場価格を結果としてゼロとするようなスワップのことです。当初のデフォルト・スワップとパー・マーケット・スワップの間のスプレッドは、その後、定期的な給付が行われるもの(annuity)として、適切なリスク調整後の割引率を用いて割引かれます。パー・マーケット・スワップの料率は、市場におけるカウンターパーティーのクロスセクション分析から得られます。その他の一切のスワップは、その市場価格によって評価されるものとします。

クレジット指標によるクレジット・デフォルト・スワップ契約(CDIS)とは、クレジット指標を構成する参照組織に係わる債権切捨て、元本不足、金利不足、または全額または一部の支払不能というイベント発生時に、特約したリターンを受け取る権利と交換に当事者の一方が他方に対して一連の支払いをすることを意味します。クレジット指標とは、全体としてクレジット市場のある部分を代表するように作成されたクレジット商品または債権バスケットのリストです。指標の構成要素は、投資対象証券、ハイイールド債券、アセット・バックド証券(ABS)、新興市場、または/および各セクターでの様々な信用格付けなど(それらに限定されませんが)を含んでいます。クレジット指標は、固定スプレッドと標準満期日により標準化された条件のCDSを使用して取引されます。クレジット・デフォルト・スワップ指標は、指標中のすべての企業に関係を持ち、万が一債務不履行が発生した場

合は、当該イベントは指標に占める当該企業の比重に基づき精算されます。指標の構成は定期的に変更され、ほとんどの指標では各企業は同じ比重を持ちます。各サブ・ファンドは、CDISをCDSのポートフォリオまたはクレジット指標によるCDS付きの社債のヘッジのために利用していますが、そのほうが同じ効果を実現するために多数のCDSを購入するよりも安価になります。CDISは、社債保有者を債務不履行から守るための基準です。トレーダーは、それを利用してクレジットの質の変化に投資しています。

実現評価益(または評価損)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「スワップ契約に係わる実現評価益(または評価損)」および「スワップ契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

i) トータル・リターン・スワップ

トータル・リターン・スワップとは、契約の各当事者が計算の基礎としての想定元本金額に基づく一連の利息支払に関して資産のトータルな成果を交換することに合意した2者間の契約です。トータル・リターン・スワップの時価は、投資先株式の価格を使用し決定されます。

実現評価益(または評価損)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「スワップ契約に係わる実現評価益(または評価損)」および「スワップ契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

j) 金利スワップ

各サブ・ファンドは、投資目的を追求する通常の過程において金利リスクにさらされています。仮にサブ・ファンドが固定金利の社債を保有しているとすると、金利が上昇すればこれらの社債の価値は下落します。当該リスクをヘッジし、市場レートでの利益生成力を保持する一助としてサブ・ファンドは金利スワップ契約を締結するでしょう。

金利スワップとは、契約の各当事者が、計算の基礎となり通常は交換されない想定元本金額に基づき一連の金利支払を別の一連の金利支払(通常は固定と変動)と交換することに合意した2者間の契約です。

クロス・カレンシー・スワップ契約とは、後日に特定の為替レートで2者間における2つの異なった通貨の交換を約する契約をいいます。契約初期の通貨交換は、スポット・レートで行われます。満期時の再交換は、同レート、特定のレート、またはスポット・レートで行われます。利子支払いの適用がある場合は、契約初期の2つの通貨において利用可能な利率に基づき、2者間で行われます。

実現評価益(または評価損)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「スワップ契約に係わる実現評価益(または評価損)」および「スワップ契約に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

k) 譲渡可能定期預金証書

譲渡可能定期預金証書(CD)とは、銀行または他の金融機関に預けた一種の定期預金です。サブ・ファンドは当該CDの満期に至るまで固定金利の利息を受け取ることが出来ます。満期迄の長さは、1か月から両当事者が合意すれば3年以上にもわたる事があります。一般に満期迄の期間が長くなるほど、金利は高くなります。満期日前にCDを解約すると、通常は金利の逸失という形のペナルティーが発生します。

CD関連の取引の結果として生じる実現評価益(または評価損)および未実現の増減価の変動は「事業及び純資産変動結合計算書」に、それぞれ「投資による実現評価益(または評価損)」および「投資による未実現

増減価の純変動額」として収容されます。

l) リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引

各サブ・ファンドは、証券の購入と売却からなるリパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約取引を付随的に行うことがあります。リパーチャス契約では、一定の期日に予め合意した金額で証券を買い戻す契約の下で、サブ・ファンドは自ら保有する証券を金融機関へ売却します。典型的なリバース・リパーチャス契約取引の条件では、サブ・ファンドは合意された日に合意された価格で売り手の債務を買い戻し、再売却することを条件として、対象となる債務(担保)を占有します。リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約はともに名目価値で評価されます。

m) タームローン

サブ・ファンドは、融資残高の全部または一部の譲受けや移転、あるいは参加という方法により金融機関からの固定金利および変動金利の融資へ投資します。サブ・ファンドは、マネーマーケット商品に該当する融資に限って投資をします。ローン・パーティシペーション(融資参加)を購入する場合は、サブ・ファンドは法人債務者の経済リスクおよび仲介銀行または他の金融機関の信用リスクを引き受けます。サブ・ファンドが投資するローン・パーティシペーションまたはアサインメント(譲受け)は、国際的に公認された格付け機関によって格付けされていないものがあります。アサインメントの購入に際しては、サブ・ファンドは法人債務者の信用リスクのみを引き受けます。タームローンの価値は、予見できる購入価格および売却価格を基礎として取締役会によって公正かつ公平に決定されます。

実現評価益(または評価損)および未実現評価益(または評価損)の変動は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において「投資に係わる実現評価益(または評価損)」および「投資に係わる未実現評価益(または評価損)の純変動」の中にそれぞれ含まれます。

n) 現金および現金同等物

現金およびその他の流動資産は、発生利息を勘案した額面価格で評価されます。当座貸越勘定にも利息が発生します。預託銀行は、AIFMD、the Commission Delegated Regulation of 19 December 2012 supplementing the AIFMD (the "AIFMR") および AIFM Law に定められている条件に従って、本ファンドの資産の保管を第三者に委譲することができ、その第三者は金融商品の保管銀行として有効な健全性規制(最低資本金額、関係当局の監督、および外部の定期監査)に従うものとします。銀行預金は全額ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイに、オーバーナイト預金は取締役会が承認した第3者金融機関または直接サブ・カストディアンに預けてあります。

o) 利息収支

利息収支は、「連結業績報告書」および「純資産変動計算書」において発生基準で認識されています。

p) 配当収入

配当収入は、「配当落ち」となる日に、連結業績報告書並びに純資産変動計算書において認識されています。

q) 設立費用

本ファンドの設立費用は資産計上され、5年間の期間にわたって償却されました。新規に設立される全てのサブ・ファンドは、本ファンド全体の設立に関する費用の按分比例部分を負担するものとし、ファンドの設立費用は、連結財務諸表の純資産において認識され、設立費用の償却は、連結財務諸表の純資産の変動計算書のその他費用において認識されます。

r) 分配方針

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:トータル・リターン・ディバシファイド・クレジット・ファンドを除いて、全ての収益とキャピタルゲインを再投資し、分配金の支払いを一切行わないことが、各サブ・ファンド並びに各クラスの方針です。但し、取締役会が当該提案を行うことが適切と考える場合には、取締役会は、いずれかの特定の会計年度に、いずれかのサブ・ファンド又はクラスの株主に対して、当該サブ・ファンド又はクラスの当期の純運用収益の全額又は一部から分配金を支払うことを年次総会において提案する選択肢を有するものとし、

取締役会は、本ファンドの資本金が、当該分配金の控除後に、ルクセンブルグ法により要求されている最低資本金を上回っている場合にのみ、分配金の支払を提案することができるものとします。

s) 取引費用

当サブ・ファンドは、譲渡可能有価証券並びに金融デリバティブ商品の売買に係る仲介手数料として定義されている取引費用の負担を行いました。債券取引費用は、スプレッドに含まれています。取引費用は現金主義により会計処理され、当該取引費用の負担が行われ又は請求が行われた時点において、当該取引費用が帰属するサブ・ファンドの純資産から支払われています。当該費用は、連結業績報告書並びに純資産変動計算書において費用として認識されます。

t) 会計上の見積り

連結財務諸表の作成並びに発表に関するルクセンブルグの法律並びに規制上の要件に従った連結財務諸表の作成は、取締役会に対して、資産及び負債の報告金額並びに当該年度中の損益の報告金額に影響を与える見積りを行い且つ前提条件を置くことを要求しています。実績が当該見積りと異なるものとなる可能性があります。本連結財務諸表作成日現在、一切の見積り又は前提条件には、資産並びに負債の簿価に対して重大な調整を加える原因となる重大なリスクは存在しておりません。

u) スウィング・プライス

サブ・ファンドは、資金の純流入もしくは純流出の結果、原投資の取引で“希薄化”と呼ばれる減価が発生する場合があります。これは、取引費用や原資産の売却や購入、および売価と買価の間の差額により発生するその他の経費に起因するものです。

この影響に対処し株主の利益を守る為に、管理会社は評価方針の一部としてスウィング・プライス・メカニズムを採用いたします。いずれかの評価日において、サブ・ファンドの投資取引の純総額があらかじめ決められ

た限界値を超えた場合、一株あたりの純資産総額は、それぞれ資金の純流入と純流出に貢献した経費を反映させるように切り上げもしくは切り下げられます。ただし、調整値は最大で純資産総額の2%とします。

スウィング・プライス適用の適切性を検証するために、定期的な見直しが行われます。本年度末において、スウィング・プライスの適用はありませんでした。

3. 税務上の取り扱い

現在の法律および慣習の下では、本ファンドにルクセンブルグの税金は課されません。また、本ファンドが支払う分配金にルクセンブルグの源泉徴収税は課されません。しかしながら、本ファンドは、ルクセンブルグにおいて、その純資産に関して年0.01%のルクセンブルグの年次税 ("taxe d'abonnement") を課され、この税金は四半期ごとに支払われるもので、該当する四半期末の本ファンドの純資産の評価総額を基に計算されます。この税金は、本ファンドの資産のうち、その他のルクセンブルグの集団投資事業に投資された部分には適用されません。設立時に1回のみ支払われた1,250ユーロの税金以外は、本ファンドの株式発行に際して、ルクセンブルグにおいては印紙税その他の税金は課されません。

本ファンドの資産の実現・未実現キャピタル・ゲインに対しては、ルクセンブルグでは法人税は課されません。

本ファンドが受領した金利収入は、発生国の回収不能の源泉徴収税の対象となる可能性があります。

投資家は、国籍国または居住国の法律に基づいて適用される課税に関しては専門アドバイザーに相談してください。

4. 分配方針

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:ハイ・インカム・ローン・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:トータル・リターン・ディバシファイド・クレジット・ファンドの全ての株主に対して、手数料及び費用控除前の全ての純金利収益と純実現キャピタルゲインを分配することが、取締役会が意図するところです。純キャピタルロスが発生した場合には、手数料並びに費用控除前の全ての純金利収益が全ての株主に対して分配されることが意図されています。当該分配金の一部又は全額は、元金から支払いを行うことができるものとします。分配金は、各月の最終営業日に発表されることとなります。

取締役会は、サブ・ファンドまたはクラスにおける資本増益を除く純投資収益の全てまたは一部を分配金として、いずれのサブ・ファンドまたはクラスの株主総会で提案することができます。取締役会は、当該会計期間中いつでも中間分配金を支払う選択が可能です。

2015年6月30日を最終日とする年度中にサブ・ファンドにより支払われた分配金は、下記の表に要約されている通りです。

サブ・ファンド	クラス	分配日	1口当たり 分配金(米ドル)
---------	-----	-----	-------------------

ブルーベイ・ストラクチャード・ファン ド:SIMブルーベイ・エマージング・ マーケット・ローカル・カレンシー・ ボンド・ファンド	L-JPY	2014年 7月31日	1.624
		2014年 8月29日	0.472
		2014年 9月30日	0.418
		2014年10月31日	0.326
		2014年11月28日	0.276
		2014年12月31日	0.305
		2015年 1月30日	0.441
		2015年 2月27日	0.237

5. 費用および手数料

a) 事務管理、預託及び所在地における事務管理手数料

ブラウン・ブラザース・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エーは、各サブ・ファンドの各クラスの資産から、預託会社、事務管理代理人、所在地における事務代理人、支払代理人、登録代理人、名義書換代理人並びに上場代理人としての役割を果たすことに関するルクセンブルグにおける通常の銀行実務慣行に従って計算される手数料を受領する権利を有します。

加えて、ブラウン・ブラザース・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エーは、同社の合理的な雑費並びに雑支出並びにいずれかの取引先から請求を受けた費用に関して、本ファンドから返還を受ける権利を有します。

b) その他の手数料並びに費用

本ファンドは、設立費用並びに登記費用、ルクセンブルグの資産基準の引受税、取締役会が負担する出席報酬並びにその他雑費用、弁護士並びに監査手数料及び費用、翻訳料を含む継続登記手数料、並びに本ファンドの目論見書、株主に対して提供される財務報告書及びその他一切の文書の作成、印刷並びに配布を行うコストと費用を含みますがこれに限定されない営業費用並びに管理費用の全額を負担します。

c) 手数料及び費用の最高限度額

各サブ・ファンドの各クラスに関連して上記のサービスに関して負担する手数料及び費用について請求を受ける金額の総額は、該当するサブ・ファンドの資産に対して、2011年7月1日付の費用負担に関する契約書に基づいて管理会社並びに本ファンドが決定する一定の料率により確定されるものとします。各サブ・ファンドの各クラスの手数料及び費用の確定された料率は目論見書に記載されており、毎年見直しが行われます。当該確定された料率を超過した一切の手数料及び費用は、管理会社が負担することとなります。

6. 関係者との取引

ブルーベイ・ファンズ・マネジメント・カンパニー・エス・エイはファンドの管理会社です。

a) 運用顧問報酬

本ファンドは、管理会社が管理している各サブ・ファンド又はクラスの平均純資産金額に対する比率として計算される管理手数料並びに投資顧問手数料、管理会社に対して支払います。管理手数料並びに投資顧問手数料は、各評価日に発生するものとし、以下の料率により毎月後払いされます。

サブ・ファンド	クラス	利率
ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:	L-JPY	0.80%
SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カ レンシー・ボンド・ファンド	L-USD	0.80%

b) 成功報酬

株主が成功報酬支払クラスの株式を購入している場合には、管理会社は、成功報酬を均等化するように調整する方法を用いて、個々の株主毎に計算された成功報酬を受領する権利も有することとなります。この計算方法により、()管理会社に対して支払われる一切の成功報酬は、相対価値が上昇した株主に対してのみ請求されること、()全ての株主は、本ファンドに対して同額のリスクに晒されている株式1株当たり資本金を保有していること、並びに()全ての株式は、同額の1株当たり純資産価値を有することが保証されます。

各サブ・ファンドの各成功報酬支払クラスの株式に関する成功報酬は、該当するサブ・ファンドの該当するクラスに関して、6月の最終評価日を最終日とする各12か月間に関して計算されるものとします。

各計算期間に関して、各株式持分に関する成功報酬は、(目論見書において定義されている)一株当たりの累積相対運用利益の上昇分の20%とするものとします。成功報酬は、クラス段階において計算されるものとし、サブ・ファンドにより管理会社に対して支払われるものとします。

成功報酬は、通常の場合、各計算期間の終了後に管理会社に対して支払義務が発生することとなります。但し、計算期間中に償還された株式の場合には、当該株式に関して発生した成功報酬は償還日以後に支払義務が発生することとなります。計算期間中であるか又は計算期間の最終日であるかを問わず、一部償還が行われた場合には、株式は当該株主が保有する株式のプールから償還されたものとして取り扱われるものとします。

管理会社サービス契約書がいずれかの計算期間の終了日前に終了した場合には、当該計算期間に関する成功報酬は、当該終了日を該当する期間の最終日と見なして計算され且つ支払われるものとします。目論見書において成功報酬の計算に関するより詳細な説明が行われています。

c) 取締役および取締役報酬

本ファンドの取締役であるCraig Tennierは、本ファンドの管理会社並びにアドバイザー会社のオフィサーです。

本ファンドの取締役であるNicholas Williamsは、本ファンドの管理会社並びにアドバイザー会社の取締役兼オフィサーです。

本ファンドの取締役であるClaude Niednerは、本ファンドのルクセンブルグにおける法律顧問であるArendt & Medernachのパートナーです。Arendt & Medernachに対する全ての支払は実際に提供を受けるサービスに関するものです。

取締役は、1名につき年5,000ユーロの報酬を受け取っています。管理会社並びにアドバイザー会社のオフィサーを兼務している取締役は、取締役の報酬を放棄しています。

当該報酬は、管理会社から本ファンドに対して請求され、その後管理会社から取締役に対して支払われません。

7. ポートフォリオ構成の変動報告書

2015年6月30日に終了した年度に関する投資のポートフォリオの変動を示す報告書は、管理会社の登記上の事務所から無料で入手することができます。

8. リバース・リパーチャスおよびリパーチャス契約

2015年6月30日時点で、当サブファンドにおいて、該当事項はありません。

9. デリバティブ取引

a) 先渡外国為替契約

各サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、また市場リスクをヘッジするために、先渡外国為替契約、金融先物契約およびオプション取引を含めて様々なポートフォリオ戦略を実施します。また各サブ・ファンドは、債券・株式指数や指数ポートフォリオに関するオプション契約も行うことができます。各サブ・ファンドは、通貨オプション、先物契約および先渡外国為替契約を利用することによって、ファンドの基準通貨である各通貨に不利な為替レートの変動に対して投資のヘッジを図ることができます。

各サブ・ファンドは、金利変動をヘッジする目的で、金利先物契約の売却、金利のコール・オプションの売却またはプット・オプションの購入、あるいはスワップ契約の締結を行うことができます。各サブ・ファンドは、証券貸付業務に従事し、リパーチャス契約およびリバース・リパーチャス契約を締結し、クレジット・リスクをヘッジするためのクレジット・デフォルト・スワップ取引を締結することができます。

各サブ・ファンドが締結できるデリバティブ取引の種類は、目論見書の付属資料に詳述されています。下の表は各サブ・ファンドが期末日現在で保有するデリバティブ商品の概要を示しています。

先渡外国為替契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド・SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2015年6月30日現在)

購入 通貨	購入金額	売却 通貨	売却金額	償還日	未実現 利益/(損 失) (米ドル)
BRL	41,873,199	USD	(13,152,370)	2015/07/02	327,285
USD	9,290,850	PLN	(33,951,797)	2015/07/27	269,437
BRL	43,621,740	USD	(13,723,570)	2015/08/04	147,500
ZAR	41,158,055	USD	(3,118,507)	2016/04/08	103,625
USD	4,248,444	COP	(10,809,953,241)	2015/07/27	102,542
TRY	8,295,980	USD	(2,999,053)	2015/07/08	92,193
ZAR	38,963,425	USD	(3,118,507)	2015/07/08	88,264
BRL	9,276,840	USD	(2,920,000)	2015/07/02	66,364
BRL	9,272,460	USD	(2,920,000)	2015/07/02	64,954
USD	4,134,964	CLP	(2,617,597,725)	2015/07/27	52,053
USD	3,120,000	MYR	(11,590,176)	2015/07/27	50,744
USD	4,429,987	TRY	(11,797,808)	2015/07/08	33,890
ZAR	11,860,531	USD	(945,002)	2015/07/08	31,145
USD	1,444,141	COP	(3,691,802,159)	2015/07/27	28,237
CNY	44,549,006	USD	(7,218,856)	2015/10/15	25,170
USD	4,241,882	ZAR	(51,240,125)	2015/07/08	24,712
JPY	464,342,020	USD	(3,773,298)	2015/07/27	22,602
USD	3,396,829	PLN	(12,699,555)	2015/07/27	22,400
TRY	2,071,220	USD	(749,763)	2015/07/08	22,015
USD	2,640,472	SGD	(3,528,355)	2015/07/27	21,139
CNY	44,525,128	USD	(7,219,784)	2015/10/15	20,359
BRL	12,058,581	USD	(3,853,813)	2015/07/08	19,701
CNY	44,525,127	USD	(7,220,486)	2015/10/15	19,657
USD	2,179,463	SGD	(2,912,458)	2015/07/27	17,351
USD	1,980,665	SGD	(2,646,266)	2015/07/27	16,165
USD	3,435,086	EUR	(3,068,000)	2015/07/27	15,563
USD	2,600,000	ILS	(9,750,000)	2015/07/27	15,272
USD	3,428,002	EUR	(3,063,000)	2015/07/27	14,052
BRL	1,189,291	USD	(370,000)	2015/07/02	12,852
TRY	1,791,856	USD	(653,197)	2015/07/27	10,416
TRY	1,791,856	USD	(653,294)	2015/07/27	10,319
USD	2,790,000	MXN	(43,710,651)	2015/07/27	9,590
JPY	178,593,067	USD	(1,451,997)	2015/07/27	7,964

JPY	164,125,445	USD	(1,334,308)	2015/07/27	7,384
SGD	4,137,903	USD	(3,065,000)	2015/07/27	6,842
USD	2,955,553	KRW	(3,302,594,403)	2015/10/15	6,282
USD	2,955,448	KRW	(3,302,594,408)	2015/10/15	6,176
USD	6,856,090	EUR	(6,146,000)	2015/07/27	5,897
USD	2,175,000	MXN	(34,112,700)	2015/07/27	5,110
USD	2,877,565	KRW	(3,217,692,936)	2015/10/15	4,111
EUR	1,793,720	CZK	(48,795,325)	2015/07/27	4,042
USD	193,435	RON	(761,451)	2015/07/27	4,029
EUR	1,793,253	CZK	(48,795,324)	2015/07/27	3,522
TRY	538,655	USD	(196,392)	2015/07/27	3,099
EUR	1,370,597	CZK	(37,287,656)	2015/07/27	2,976
MYR	3,085,211	USD	(814,255)	2015/07/27	2,756
BRL	1,742,610	USD	(557,047)	2015/07/08	2,722
ZAR	5,742,789	USD	(470,000)	2015/07/08	2,644
EUR	3,063,000	USD	(3,411,790)	2015/07/27	2,161
INR	171,631,913	USD	(2,685,000)	2015/07/27	1,805
TRY	165,649	USD	(59,933)	2015/07/08	1,791
USD	3,524,355	BRL	(12,058,581)	2016/04/13	1,710
ZAR	2,892,155	USD	(235,530)	2015/07/27	1,659
USD	363,307	EUR	(324,482)	2015/07/27	1,647
JPY	35,718,623	USD	(290,362)	2015/07/27	1,630
JPY	35,718,622	USD	(290,362)	2015/07/27	1,630
TRY	1,264,958	USD	(470,000)	2015/07/08	1,348
ZAR	610,355	USD	(49,220)	2015/07/08	1,014
USD	3,070,000	ZAR	(37,424,835)	2015/07/27	745
MXN	17,935,417	USD	(1,140,567)	2015/07/27	295
INR	25,571,354	USD	(400,115)	2015/07/27	191
USD	625,000	CNY	(3,842,436)	2015/10/15	189
TRY	162,217	USD	(60,000)	2015/07/27	77
PLN	376,505	USD	(100,000)	2015/07/27	42
				未実現利益 合計	1,871,058
USD	13,879,014	BRL	(43,621,740)	2015/07/02	(163,524)
EUR	6,131,500	USD	(6,990,027)	2015/07/27	(155,995)
PLN	18,256,940	USD	(4,980,886)	2015/07/27	(129,791)

PLN	18,256,940	USD	(4,964,447)	2015/07/27	(113,352)
USD	3,118,507	ZAR	(40,902,930)	2016/04/08	(83,652)
MYR	18,626,179	USD	(5,015,667)	2015/07/27	(83,169)
MYR	18,384,426	USD	(4,949,901)	2015/07/27	(81,424)
USD	4,040,610	BRL	(12,784,490)	2015/07/08	(66,084)
USD	7,182,116	ILS	(27,334,866)	2015/07/27	(64,366)
MXN	41,146,040	USD	(2,680,000)	2015/07/27	(62,724)
HUF	470,419,008	USD	(1,716,327)	2015/07/27	(54,854)
HUF	528,020,151	USD	(1,913,386)	2015/07/27	(48,473)
HUF	528,020,093	USD	(1,910,562)	2015/07/27	(45,649)
HUF	528,020,208	USD	(1,910,340)	2015/07/27	(45,427)
PLN	6,580,314	USD	(1,790,902)	2015/07/27	(42,431)
USD	3,103,571	JPY	(384,811,768)	2015/07/27	(42,185)
USD	2,780,000	BRL	(8,765,340)	2015/07/02	(41,704)
MXN	24,671,281	USD	(1,604,452)	2015/07/27	(35,126)
USD	3,105,000	JPY	(383,864,940)	2015/07/27	(33,016)
MYR	11,455,744	USD	(3,065,000)	2015/07/27	(31,344)
USD	2,660,000	BRL	(8,349,740)	2015/07/02	(27,915)
USD	3,360,000	JPY	(414,414,000)	2015/07/27	(27,748)
USD	6,470,003	INR	(414,953,664)	2015/07/27	(25,872)
MXN	15,422,009	USD	(1,002,684)	2015/07/27	(21,699)
MXN	15,422,009	USD	(1,002,535)	2015/07/27	(21,550)
MXN	15,422,009	USD	(1,002,528)	2015/07/27	(21,543)
MXN	15,422,009	USD	(1,002,528)	2015/07/27	(21,543)
MXN	15,422,009	USD	(1,002,366)	2015/07/27	(21,380)
MXN	15,422,008	USD	(1,002,171)	2015/07/27	(21,185)
USD	6,475,051	INR	(414,953,663)	2015/07/27	(20,824)
USD	4,649,744	INR	(298,292,704)	2015/07/27	(19,867)
PLN	2,653,860	USD	(723,477)	2015/07/27	(18,314)
RUB	25,862,750	USD	(477,525)	2015/07/27	(17,997)
USD	1,241,429	JPY	(153,912,367)	2015/07/27	(16,773)
USD	472,501	ZAR	(5,936,975)	2015/07/08	(16,124)
USD	2,220,000	ZAR	(27,205,656)	2015/07/27	(11,168)
USD	3,130,000	JPY	(384,180,895)	2015/07/27	(10,599)
USD	2,160,000	TRY	(5,860,512)	2015/07/27	(10,437)
BRL	9,077,554	USD	(2,932,500)	2015/07/02	(10,290)

EUR	3,063,000	USD	(3,422,535)	2015/07/27	(8,584)
EUR	3,063,000	USD	(3,422,535)	2015/07/27	(8,584)
BRL	9,083,419	USD	(2,932,500)	2015/07/02	(8,402)
EUR	3,068,000	USD	(3,427,830)	2015/07/27	(8,307)
USD	2,190,000	ZAR	(26,802,534)	2015/07/27	(8,107)
USD	2,700,000	BRL	(8,411,850)	2015/07/02	(7,909)
EUR	3,068,000	USD	(3,426,588)	2015/07/27	(7,064)
USD	1,412,464	ZAR	(17,307,605)	2015/07/27	(6,953)
USD	2,900,000	BRL	(9,029,150)	2015/07/02	(6,628)
BRL	12,058,581	USD	(3,527,964)	2016/04/13	(5,319)
PEN	3,298,578	USD	(1,039,249)	2015/07/27	(5,122)
COP	7,092,575,500	USD	(2,725,000)	2015/07/27	(4,810)
USD	248,000	BRL	(782,390)	2015/07/02	(3,864)
BRL	8,810,505	USD	(2,805,000)	2015/08/04	(3,389)
USD	1,955,000	SGD	(2,636,318)	2015/07/27	(2,115)
USD	470,000	CNY	(2,901,385)	2015/10/15	(1,789)
CZK	1,769,942	USD	(74,131)	2015/07/27	(1,759)
PHP	31,375,813	USD	(696,466)	2015/07/27	(1,743)
USD	260,000	BRL	(812,552)	2015/07/02	(1,574)
IDR	3,243,277,633	USD	(242,742)	2015/07/27	(828)
CLP	37,688,016	USD	(59,542)	2015/07/27	(756)
USD	305,000	CNY	(1,880,020)	2015/10/15	(706)
USD	202,000	CNY	(1,244,906)	2015/10/15	(432)
USD	19,571	ZAR	(255,125)	2016/04/08	(402)
USD	280,000	HUF	(79,378,995)	2015/07/27	(359)
THB	4,020,278	USD	(119,177)	2015/07/27	(255)
THB	3,745,219	USD	(110,976)	2015/07/27	(191)
MXN	6,600,000	USD	(420,001)	2015/07/27	(179)
IDR	4,958,370,000	USD	(370,000)	2015/07/27	(158)
USD	820,000	INR	(52,386,766)	2015/07/27	(86)
USD	450,000	MYR	(1,699,560)	2015/07/27	(69)
USD	95,000	PEN	(303,183)	2015/07/27	(50)
USD	326,557	BRL	(1,016,701)	2015/07/08	(33)
USD	115,000	ZAR	(1,402,584)	2015/07/27	(28)

未現実損失
合計(1,893,672)

先物契約

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2015年6月30日現在)

契約番号	銘柄	通貨	残高 (米ドル)	未実現利益/(損失) (米ドル)
(17)	Euro-Bund September 15 Futures	EUR	(2,030,954)	(30,875)
(95)	US 10YR Note (CBT) September 15 Futures	USD	(9,381,992)	(27,947)
			未現実損失合計	(58,822)

金利スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2015年6月30日現在)

通貨	額面 (単位：千)	償還日	受取 金利	固定 金利 (%)	変動金利指標	未実現 利益/(損失) (米ドル)
CNY	46,210	2016/09/02	固定	3.85	CNY-REPO RATE- CFXS	148,968
BRL	13,270	2021/01/04	変動	11.76	BRL-CDI	91,230
BRL	24,700	2021/01/04	変動	12.18	BRL-CDI	68,293
CNY	58,100	2015/12/22	固定	3.67	CNY-REPO RATE- CFXS	54,420
PLN	12,009	2025/06/30	変動	1.69	PLN-WIBOR-WIBO	43,056
MXN	38,930	2023/05/31	固定	3.31	MXN-TIIE-Banxico	40,792
MXN	18,167	2024/11/20	変動	3.29	MXN-TIIE-Banxico	29,999
CNY	6,800	2020/01/08	固定	3.15	CNY-REPO RATE- CFXS	28,433
CNY	6,400	2020/01/08	固定	3.15	CNY-REPO RATE- CFXS	26,760
MXN	31,100	2024/12/05	変動	3.31	MXN-TIIE-Banxico	15,942
INR	16,031	2019/12/19	固定	7.14	INR-MIBOR-OIS- Swap Rate	131
未現実利益合計						548,024
BRL	30,315	2017/01/02	固定	11.39	BRL-CDI	(324,627)
BRL	64,953	2017/01/02	固定	11.98	BRL-CDI	(284,848)
BRL	55,077	2017/01/02	固定	13.01	BRL-CDI	(196,812)
BRL	50,000	2017/01/02	固定	12.95	BRL-CDI	(188,714)
BRL	14,000	2021/01/04	固定	11.28	BRL-CDI	(164,185)

BRL	57,269	2017/01/02	固定	13.18	BRL-CDI	(161,376)
HUF	2,815,750	2016/04/01	変動	2.15	HUF-BUBOR-Reuters	(126,092)
HUF	2,310,000	2016/03/17	変動	2.16	HUF-BUBOR-Reuters	(109,219)
BRL	18,840	2017/01/02	固定	12.53	BRL-CDI	(101,022)
CLP	5,572,000	2016/01/21	変動	4.11	CLP-PuntaCamara-BCC	(97,480)
MXN	232,860	2016/03/18	変動	3.3	MXN-TIIE-Banxico	(94,685)
INR	392,630	2019/10/16	変動	7.55	INR-MIBOR-OIS-Swap Rate	(92,634)
INR	397,936	2019/10/17	変動	7.42	INR-MIBOR-OIS-Swap Rate	(62,740)
BRL	80,000	2017/01/02	固定	13.81	BRL-CDI	(45,410)
BRL	34,609	2021/01/04	変動	12.57	BRL-CDI	(34,990)
INR	737,880	2015/07/15	固定	7.46	INR-MIBOR-OIS-Swap Rate	(32,643)
CNY	34,050	2020/06/10	変動	5.64	CNY-REPO RATE-CFXS	(21,351)
HUF	377,690	2024/10/20	変動	2.15	HUF-BUBOR-Reuters	(11,007)
未現実損失合計						(2,149,835)

クロス・カレンシー・スワップ

2015年6月30日現在、ファンドは下記のクロス・カレンシー・スワップの残高を保有しています。

支払通貨	支払元本 (単位:千)	受取通貨	受取元本 (単位:千)	償還日	サブ・ ファンド 受取	固定 利率 (%)	変動利率 参照指数	未実現 利益/(損失) (米ドル)
USD	10,320	TRY	27,936	2017/07/16	固定	10.15	D-LIBOR-BBA	(27,129)
未現実損失合計								(27,129)

トータル・リターン・スワップ

ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド:SIMブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド
(2015年6月30日現在)

有価証券銘柄	金利 (%)	償還日	通貨	額面	コミットメント (米ドル)	未実現 利益/(損失) (米ドル)
インド						

India Government Bond	8.07	2017/07/03	INR	273,633,825	4,484,052	4,316,350
India Government Bond	7.28	2018/08/27	INR	578,000,000	8,931,044	8,884,208
India Government Bond	7.28	2019/06/03	INR	277,843,138	4,293,130	4,270,617
India Government Bond	8.83	2019/07/25	INR	56,020,000	922,452	916,769
India Government Bond	8.13	2022/09/21	INR	751,430,000	12,128,815	11,791,386
India Government Bond	8.13	2022/09/21	INR	394,170,000	6,362,290	6,185,288
India Government Bond	8.13	2022/09/21	INR	85,760,000	1,384,250	1,345,740
						<u>37,710,358</u>
インドネシア Indonesia Treasury Bond	5.63	2023/05/15	IDR	84,231,738,035	5,390,176	5,354,030
Indonesia Treasury Bond	5.63	2023/05/15	IDR	41,961,637,665	2,685,218	2,667,212
Indonesia Treasury Bond	6.13	2028/05/15	IDR	36,410,000,000	2,267,091	2,250,442
						<u>10,271,684</u>
						<u>47,982,042</u>
						<u>47,982,042</u>
トータル・リターン・スワップ 未実現利益						<u>47,982,042</u>
トータル・リターン・スワップ 未実現損失						<u>0</u>

10. 子会社を通じて保有する貸付金

サブ・ファンドであるブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・インカム・ローン・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・ファンド、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・ハイ・インカム・ローン・ファンドおよびブルーベイ・ストラクチャード・ファンド：グローバル・マルチ・アセット・クレジット・ファンドは、ブルーベイ・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ、ブルーベイ・ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイ、ブルーベイ・グローバル・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイおよびブルーベイ・グローバル・マルチ・アセット・クレジット・インベストメンツ・エス・エイ(以下「子会社」といいます。)各々を通じ、随時、受益者に最善の利益をもたらす金融商品および取締役が決定するその他資産としての適格な貸付金に投資します。

ブルーベイ・グローバル・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイは、2008年11月18日付のルクセンブルグの法律に基づき設立され、B 143 293号でルクセンブルグの商業・会社登記簿に登録されました。

ブルーベイ・グローバル・ハイ・イールド・インスティテューショナル・クレジット・セレクト・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイは、2011年5月31日付のルクセンブルグの法律に基づき設立され、B 161 658号でルクセンブルグの商業・会社登記簿に登録されました。

ブルーベイ・グローバル・ハイ・インカム・ローン・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイは、2011年5月31日付のルクセンブルグの法律に基づき設立され、B 144 476号でルクセンブルグの商業・会社登記簿に登録されました。

ブルーベイ・グローバル・マルチアセット・クレジット・インベストメンツ(ルクセンブルグ)エス・エイは、2014年9月25日付のルクセンブルグの法律に基づき設立され、B 190 674号でルクセンブルグの商業・会社登記簿に登録されました。

子会社はサブ・ファンドにより所有される完全子会社であり、唯一の目的はサブ・ファンドのため、投資活動のみを実行することです。2015年6月30日現在、子会社を通じて保有される貸付金は、サブ・ファンドの添付書類「投資およびその他の純資産」で開示されます。子会社は、サブ・ファンドの連結純資産計算書および連結株主資本変動計算書で結合されます。

11. 期中事象

Robert Raymondが、2015年4月29日付で本ファンドのディレクターを辞任しました。

Luigi Passamontiが、2015年4月29日付で本ファンドのディレクターに任命されました。

2015年4月30日付で、ブルーベイ・ストラクチャード・ファンド;ブルーベイ・エマージング・マーケット・コーポレートマネージド・ボンド・ファンドから資産の委譲がありました。

当期中、連結財務諸表に深刻な影響を与える重大事項は発生していません。

12. 後発事象

当期末後、連結財務諸表に深刻な影響を与える重大事項は発生していません。

13. 連結財務諸表の承認

連結財務諸表は、2015年10月13日に取締役会で承認されました。

(参考情報)

SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL 組入資産の明細(2016年5月末現在)

証券銘柄	種別	利率 (%)	額面金額	評価額 (米ドル)	償還日
(ブラジル)			ブラジル・レアル		
NOTA DO TESOURO NACIONAL /BRL/ REGD SER NTN	国債	10	10,000,000.00	2,553,303.72	2023/01/01
NOTA DO TESOURO NACIONAL /BRL/ REGD SER NTN	国債	10	1,425,000.00	353,718.07	2025/01/01
IRS P00.00R00.00 01/04/21 DEUTLDN SHORT	キャ シュ・そ の他		-45,896,236.00	-12,741,875.62	2021/01/04
IRS R00.00P00.00 01/04/21 DEUTLDN LONG	キャ シュ・そ の他		45,896,236.00	13,553,136.07	2021/01/04
IRS P00.00R00.00 01/04/21 MLLDN SHORT	キャ シュ・そ の他		-24,761,000.00	-6,874,236.54	2021/01/04
IRS R00.00P00.00 01/04/21 MLLDN LONG	キャ シュ・そ の他		24,761,000.00	6,827,690.74	2021/01/04
IRS P00.00R00.00 01/04/21 JPMLDN SHORT	キャ シュ・そ の他		-31,570,000.00	-8,764,575.24	2021/01/04
IRS R00.00P00.00 01/04/21 JPMLDN LONG	キャ シュ・そ の他		31,570,000.00	8,696,464.06	2021/01/04
IRS R00.00P00.00 01/02/19 CSINTLN LONG	キャ シュ・そ の他		28,921,000.00	7,949,206.47	2019/01/02
IRS P00.00R00.00 01/02/19 CSINTLN SHORT	キャ シュ・そ の他		-28,921,000.00	-8,029,150.47	2019/01/02
小計				3,523,681.26	
(チリ)			チリ・ペソ		
REPUBLIC OF CHILE /CLP/ REGD	国債	5.5	357,500,000.00	547,226.73	2020/08/05

BONO BCO CENT CHILE PES /CLP/ REGD SER 10YR	国債	6	55,000,000.00	88,258.44	2022/03/01
BONO BCO CENT CHILE PES /CLP/ REGD SER 5YR	国債	6	1,300,000,000.00	1,984,678.61	2017/06/01
小計				2,620,163.78	
(コロンビア)			コロンビア・ペソ		
TITULOS DE TESORERIA B /COP/ REGD SER B	国債	10	3,656,300,000.00	1,334,502.50	2024/07/24
TITULOS DE TESORERIA B /COP/ REGD SER B	国債	7	11,911,100,000.00	3,727,073.77	2022/05/04
TITULOS DE TESORERIA B /COP/ REGD SER B	国債	6	3,000,000,000.00	815,188.01	2028/04/28
IRS R06.60PC00V 05/12/18 CSINTLN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.6	7,793,000,000.00	2,526,109.57	2018/05/12
IRS PC00VR06.60 05/12/18 CSINTLN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.91	-7,793,000,000.00	-2,521,627.00	2018/05/12
IRS P07.25RC00V 05/12/26 CSINTLN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他	7.25	-1,996,956,250.00	-646,166.92	2026/05/12
IRS RCO0VP07.25 05/12/26 CSINTLN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.91	1,996,956,250.00	639,552.50	2026/05/12
IRS R06.62PC00V 05/12/18 JPMLDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.62	14,636,000,000.00	4,742,524.94	2018/05/12
IRS PC00VR06.62 05/12/18 JPMLDN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.91	-14,636,000,000.00	-4,735,856.90	2018/05/12
IRS RCO0VP07.26 05/12/26 JPMLDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.91	3,705,316,456.00	1,186,456.57	2026/05/12

IRS P07.26RC00V 05/12/26 JPMLDN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他	7.26	-3,705,316,456.00	-1,198,951.11	2026/05/12
小計				5,868,805.93	
(ハンガリー)			ハンガリー・ フォリント		
HUNGARY GOVERNMENT BOND /HUF/ REGD SER 25/B	国債	5.5	758,450,000.00	3,152,139.33	2025/06/24
小計				3,152,139.33	
(インド)			インド・ルピー		
INDIA GOVERNMENT BOND /INR/ REGD	国債	7.16	153,920,000.00	2,231,451.11	2023/05/20
IGB 8.13% 9/21/22	国債	8.13	589,030,000.00	9,046,733.93	2022/09/21
TRS IGB 7.28 06/03/19	国債	7.28	578,000,000.00	8,602,995.47	2018/08/27
TRS IGB 7.28 06/03/19	国債	7.28	157,843,138.00	2,349,349.14	2019/06/03
IRS R00.00P00.00 10/17/19 JPMLDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他		300,000,000.00	4,342,981.02	2019/10/17
IRS P00.00R00.00 10/17/19 JPMLDN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.62	-300,000,000.00	-4,458,646.06	2019/10/17
IRS R00.00P00.00 12/19/19 JPMLDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他		16,031,404.00	242,466.68	2019/12/19
IRS P00.00R00.00 12/19/19 JPMLDN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他		-16,031,404.00	-238,261.19	2019/12/19
IRS P00.00R00.00 07/24/17 HSBCLDN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他		-1,043,600,000.00	-15,510,143.42	2017/07/24
IRS R00.00P00.00 07/24/17 HSBCLDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他		1,043,600,000.00	15,611,706.79	2017/07/24
小計				22,220,633.47	

(インドネシア)		インドネシア ・ルピア			
INDONESIA GOVERNMENT /IDR/ REGD SER FR56	国債	8.38	71,579,000,000.00	5,436,335.97	2026/09/15
INDONESIA GOVERNMENT /IDR/ REGD SER FR70	国債	8.38	5,814,000,000.00	440,333.89	2024/03/15
TRS INDOGB 61/805/15/28 /LONG/	国債	6.13	36,410,000,000.00	2,288,272.54	2028/05/15
TRS INDOGB 5 5/8 05/15/23 /LONG/	国債	5.63	41,961,637,665.00	2,730,117.53	2023/05/15
TRS INDOGB 5 5/8 05/15/23 /LONG/	国債	5.63	84,231,738,035.00	5,480,304.33	2023/05/15
小計				16,375,364.26	
(アイルランド)		トルコ・リラ			
DEPFA BANK PLC /TRY/ REGD ZCP EMTN	クレジット トリンク 債等		9,000,000.00	1,680,382.16	2020/06/23
小計				1,680,382.16	
(マレーシア)		マレーシア ・リンギット			
MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0413	国債	3.84	2,982,000.00	678,515.14	2033/04/15
MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0114	国債	4.18	3,274,000.00	806,407.85	2024/07/15
MALAYSIA GOVERNMENT /MYR/ REGD SER 0116	国債	3.8	23,397,000.00	5,649,505.69	2023/08/17
IRS PKL3MR03.58 03/24/18 CBNALDN SHORT	キャッ シュ・そ の他	3.71	-42,030,000.00	-10,179,220.15	2018/03/24
IRS R03.58PKL3M 03/24/18 CBNALDN LONG	キャッ シュ・そ の他	3.58	42,030,000.00	10,176,883.61	2018/03/24
IRS P03.75RKL3M 03/24/21 CBNALDN SHORT	キャッ シュ・そ の他	3.76	-18,013,000.00	-4,362,557.52	2021/03/24

IRS RKL3MP03.75 03/24/21 CBNALDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他	3.71	18,013,000.00	4,351,564.88	2021/03/24
小計				7,121,099.50	
(メキシコ)			メキシコ・ペソ		
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M	国債	8	5,150,000.00	314,393.30	2023/12/07
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M 20	国債	10	2,283,300.00	156,941.58	2024/12/05
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M 20	国債	8.5	46,360,000.00	2,958,586.42	2029/05/31
MEX BONOS DESARR FIX RT /MXN/ REGD SER M	国債	7.75	26,100,000.00	1,567,557.86	2042/11/13
IRS R06.35PMX1E 05/31/23 MLLDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.35	38,930,000.00	2,163,142.47	2023/05/31
IRS PMX1ER06.35 05/31/23 MLLDN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他	4.06	-38,930,000.00	-2,115,398.72	2023/05/31
IRS R06.32PMX1E 10/22/25 HSBCLDN LONG	キ ャ ッ シュ・そ の他	6.32	64,860,000.00	3,549,323.85	2025/10/22
IRS PMX1ER06.32 10/22/25 HSBCLDN SHORT	キ ャ ッ シュ・そ の他	4.07	-64,860,000.00	-3,524,396.64	2025/10/22
小計				5,070,150.12	
(ペルー)			ペルー・新ソル		
REPUBLIC OF PERU /PEN/ REGD REG S	国債	6.95	1,400,000.00	425,143.98	2031/08/12
小計				425,143.98	
(ポーランド)			ポーランド・ズロチ		
POLAND GOVERNMENT BOND /PLN/ REGD SER 1020	国債	5.25	18,997,000.00	5,445,294.51	2020/10/25

POLAND GOVERNMENT BOND /PLN/ REGD SER 1021	国債	5.75	1,369,000.00	405,825.03	2021/10/25
POLAND GOVERNMENT BOND /PLN/ REGD SER 0725	国債	3.25	5,564,000.00	1,439,968.81	2025/07/25
POLAND GOVERNMENT BOND /PLN/ REGD SER 0726	国債	2.5	32,244,000.00	7,750,855.42	2026/07/25
POLAND GOVERNMENT BOND /PLN/ _ _ REGD	国債	2.75	2,826,662.65	795,506.14	2023/08/25
IRS P02.87RWI6M 06/30/25 CBNALDN FIXED	キ ャ ッ シュ・そ の他	2.87	-12,009,000.00	-3,044,762.50	2025/06/30
IRS RWI6MP02.87 06/30/25 CBNALDN FLOAT	キ ャ ッ シュ・そ の他	1.67	12,009,000.00	2,900,731.10	2025/06/30
小計				15,693,418.51	
(ルーマニア)			ルーマニア・レウ		
ROMANIA GOVERNMENT BOND /RON/ REGD SER 15YR	国債	5.8	4,650,000.00	1,332,820.87	2027/07/26
小計				1,332,820.87	
(ロシア)			ロシア・ルーブル		
RUSSIA GOVT BOND - OFZ /RUB/ REGD SER 6204	国債	7.5	54,777,000.00	806,116.49	2018/03/15
RUSSIA GOVT BOND OFZ /RUB/ _ _ _ _ SERIES 5080	国債	7.4	125,873,000.00	1,871,628.95	2017/04/19
RUSSIA GOVT BOND - OFZ /RUB/ REGD SER 6207	国債	8.15	55,810,000.00	814,493.85	2027/02/03
RUSSIA GOVT BOND - OFZ /RUB/ REGD SER 6215	国債	7	196,707,000.00	2,694,172.54	2023/08/16
RUSSIA GOVT BOND - OFZ /RUB/ REGD SER 6217	国債	7.5	31,185,000.00	443,122.56	2021/08/18
小計				6,629,534.39	
(南アフリカ)			南アフリカ・ランド		
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER R186	国債	10.5	189,961,579.00	12,973,067.20	2026/12/21

REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER R208	国債	6.75	29,830,499.00	1,740,132.04	2021/03/31
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER R209	国債	6.25	5,429,216.00	238,504.81	2036/03/31
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER R213	国債	7	62,862,096.00	3,140,864.78	2031/02/28
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER 2044	国債	8.75	4,750,000.00	266,866.37	2044/01/31
REPUBLIC OF SOUTH AFRICA /ZAR/ REGD SER 2035	国債	8.88	23,205,023.00	1,352,005.30	2035/02/28
IRS RJ13MP08.70 02/05/26 DEUTLDN FLOAT	キャッ シュ・そ の他	7.3	56,700,000.00	3,668,473.38	2026/02/05
IRS P08.70RJ13M 02/05/26 DEUTLDN FIXED	キャッ シュ・そ の他	8.7	-56,700,000.00	-3,605,035.61	2026/02/05
小計				19,774,878.27	
(タイ)			タイ・パーツ		
THAILAND GOVERNMENT BOND /THB/ REGD	国債	4.88	8,100,000.00	284,506.43	2029/06/22
THAILAND GOVERNMENT BOND /THB/ REGD	国債	3.85	47,400,000.00	1,499,239.11	2025/12/12
THAILAND GOVERNMENT BOND /THB/ REGD	国債	3.63	8,919,000.00	272,326.03	2023/06/16
THAILAND(KINGDOM) 1.2% IDX LKD 14/07/21 THB	国債	1.2	93,687,412.00	2,586,484.57	2021/07/14
小計				4,642,556.14	
(トルコ)			トルコ・リラ		
TURKEY GOVERNMENT BOND /TRY/ REGD SER 5Y	国債	6.32	5,000,000.00	1,620,280.18	2018/02/14
TURKEY GOVERNMENT BOND /TRY/ REGD	国債	8.5	4,505,181.00	1,491,220.79	2019/07/10

TURKEY GOVERNMENT BOND /TRY/ REGD	国債	9	5,850,000.00	1,908,610.44	2024/07/24
TURKEY GOVERNMENT BOND /TRY/ REGD	国債	8	20,139,346.00	6,157,830.29	2025/03/12
TURKEY (REPUBLIC OF) IDX LKD 1/ 4/2020	国債	4	626,324.00	226,190.78	2020/04/01
TURKEY (REPUBLIC OF) IDX LKD 21/ 7/2021	国債	3	5,654,208.90	1,983,529.01	2021/07/21
小計				13,387,661.49	
(米国)			米ドル		
PUT USDMXN 16.5 AUG16	キャッ シュ・そ の他		1,000,000.00	22,500.00	2016/08/02
PUT USDZAR 13 15SEP	キャッ シュ・そ の他		920,000.00	32,200.00	2016/09/15
PUT USDMXN 16.45 20SEP	キャッ シュ・そ の他		607,000.00	33,385.00	2016/09/20
小計				88,085.00	
合計				129,606,518.46	

上記の明細につきましては、ブラウン・ブラザーズ・ハリマンのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2016年 5月31日現在です。

【エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）】

【純資産額計算書】

資産総額	183,281,201円
負債総額	483,590円
純資産総額（ - ）	182,797,611円
発行済口数	152,041,024口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2023円

（参考）

S I M ショートターム・マザー・ファンド

純資産額計算書

資産総額	172,353,248円
負債総額	198円
純資産総額（ - ）	172,353,050円
発行済口数	169,035,800口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0196円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている

振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成28年5月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

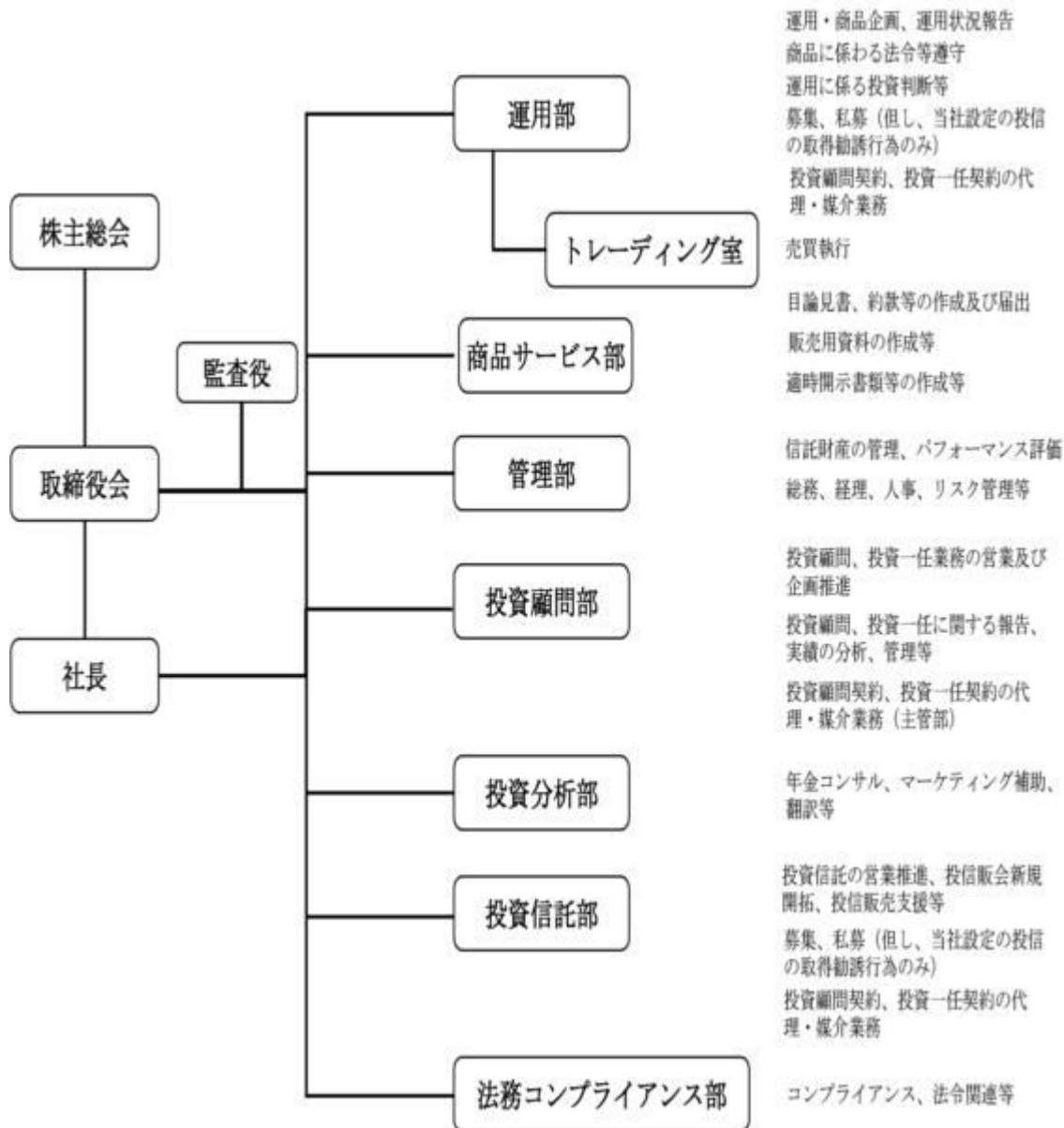
(2) 会社の機構

当社業務執行の基本方針を決定する機関として取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役会はその決議をもって、代表取締役を選定します。また、取締役会はその決議をもって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができます。

取締役会は、営業の基本方針その他法令もしくは定款の定め、株主総会の決議により付議しなければならない事項を評議し、決定します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。代表取締役は、当会社を代表し、全般の業務執行について指揮監督し、各部責任者は、代表取締役の指揮統括のもと、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

* 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



（3）投資運用の意思決定機構

投資政策委員会は、社長、取締役（非常勤取締役を除く）、運用部長、管理部長、コンプライアンス・オフィサーおよび投資政策委員会が選任した者をもって構成し、投資信託の運用に関わる審議事項については投資信託部長および商品サービス部長、投資顧問の運用に関わる審議事項については投資顧問部長がこれに加わります。

運用部は、投資政策委員会で決定された運用の基本方針に基づいた具体的な運用計画を策定し、これに基づき投資判断を行います。また、それに付随する経済情勢、市場動向に関する調査、運用リスクおよびポートフォリオの分析等を行います。

上記体制は平成28年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

平成28年5月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計48本（追加型投資信託22本、単体型投資信託26本）であり、純資産の総額は185,041百万円（百万円未満切捨）です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期 別		第14期 (平成27年3月31日現在)	第15期 (平成28年3月31日現在)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
預金	2	719,681	687,436
前払費用		9,319	8,861
未収還付法人税等	2	557	-
未収委託者報酬		252,203	303,876
未収運用受託報酬		14,864	12,264
未収収益		4,631	3,817
立替金		8,320	7,776
流動資産計		1,009,579	1,024,033
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	34,358	31,934
器具備品	1	1,514	2,468
建設仮勘定		-	116
投資その他の資産		44,119	44,119
差入保証金	2	44,119	44,119
固定資産計		79,991	78,639
資産合計		1,089,570	1,102,672

期 別		第14期 (平成27年3月31日現在)	第15期 (平成28年3月31日現在)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(負債の部)			
流動負債			

未払金			181,346		206,117
未払手数料	2	129,714		153,353	
その他未払金	2	51,632		52,763	
未払費用			13,902		9,114
未払法人税等			1,322		2,113
未払消費税等			19,067		13,063
賞与引当金			29,283		30,889
役員賞与引当金			5,400		3,000
預り金			5,456		3,653
流動負債計			255,778		267,952
固定負債					
資産除去債務			29,094		29,697
繰延税金負債			7,120		6,412
固定負債計			36,214		36,110
負債合計			291,992		304,062
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		302,578		303,609	
利益剰余金合計			302,578		303,609
株主資本合計			797,578		798,609
純資産合計			797,578		798,609
負債・純資産合計			1,089,570		1,102,672

(2) 【損益計算書】

期 別		第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
科目	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業収益			
委託者報酬		1,188,825	1,295,803
運用受託報酬		79,093	54,692
その他営業収益		19,139	16,599
営業収益計		1,287,058	1,367,095
営業費用			
支払手数料	1	656,495	695,078
広告宣伝費		39,245	26,744
公告費		600	600
調査費			
図書費		322	333
調査費		202,700	192,213
委託計算費		18,944	20,504

営業雑経費					
通信費		800		865	
印刷費		23,277		11,080	
協会費		2,245		2,183	
その他営業雑経費		7,604		8,592	
営業費用計			952,236		958,195
一般管理費					
給料					
役員報酬		38,880		37,350	
給料・手当		164,896		173,312	
賞与		-		5,909	
賞与引当金繰入額		24,399		30,889	
役員賞与引当金繰入額		5,400		3,000	
退職給付費用		28,123		29,659	
交際費		505		266	
旅費交通費		7,351		7,002	
租税公課		3,564		4,175	
不動産賃借料		44,119		44,119	
固定資産減価償却費		3,229		3,258	
資産除去債務利息費用		591		603	
諸経費		63,907		69,374	
一般管理費計			384,968		408,922
営業利益又は営業損失()			50,146		22
営業外収益					
受取利息	1	74		48	
役員賞与引当金戻入益		-		3,075	
雑収入		14		50	
営業外収益計			88		3,174
営業外費用					
為替差損		333		518	
雑損失		3		3	
営業外費用計			336		522
経常利益又は経常損失()			50,394		2,629
特別損失					
固定資産除却損		24		0	
特別損失計			24		0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()			50,419		2,629
法人税、住民税及び事業税	1	255		2,305	
法人税等調整額		1,392	1,648	707	1,598
当期純利益又は当期純損失()			48,770		1,030

(3) 【株主資本等変動計算書】

第14期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	495,000	351,349	351,349	846,349	846,349
当期変動額					

当期純損失()		48,770	48,770	48,770	48,770
当期変動額合計		48,770	48,770	48,770	48,770
当期末残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578

第15期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	302,578	302,578	797,578	797,578
当期変動額					
当期純利益		1,030	1,030	1,030	1,030
当期変動額合計		1,030	1,030	1,030	1,030
当期末残高	495,000	303,609	303,609	798,609	798,609

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～38年 器具備品 4～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

〔注記事項〕

(貸借対照表関係)

第14期 (平成27年3月31日現在)	第15期 (平成28年3月31日現在)
------------------------	------------------------

<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 14,018千円</p> <p>器具備品 11,055千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 385,080千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 65,673千円</p> <p>未収還付法人税等 545千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち連結納税親会社から収受する金額であります。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 16,441千円</p> <p>器具備品 9,760千円</p> <p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 271,532千円</p> <p>差入保証金 44,119千円</p> <p>未払手数料 96,717千円</p> <p>その他未払金 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>
---	--

(損益計算書関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 347,741千円</p> <p>受取利息 74千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 545千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社から収受する金額であります。</p>	<p>1. 関係会社との取引</p> <p>支払手数料 408,701千円</p> <p>受取利息 48千円</p> <p>法人税、住民税及び事業税 1,804千円</p> <p>当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<table border="1"> <thead> <tr> <th>株式の種類</th> <th>当事業 年度期首</th> <th>増加</th> <th>減少</th> <th>当事業 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

(リース取引関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

第14期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	719,681	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	14,864	-
差入保証金	44,119	35,130	8,989
資産計	1,030,869	1,021,879	8,989
未払手数料	129,714	129,714	-
その他未払金	51,632	51,632	-
負債計	181,346	181,346	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	719,681	-
未収委託者報酬	252,203	-
未収運用受託報酬	14,864	-
差入保証金	-	44,119
合計	986,749	44,119

第15期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,436	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	12,264	-
差入保証金	44,119	40,904	3,215
資産計	1,047,697	1,044,481	3,215
未払手数料	153,353	153,353	-
その他未払金	52,763	52,763	-
負債計	206,117	206,117	-

(2) 時価の算定方法

資 産
預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	687,436	-
未収委託者報酬	303,876	-
未収運用受託報酬	12,264	-
差入保証金	-	44,119
合計	1,003,577	44,119

(有価証券関係)

第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第14期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	第15期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)																
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>389,461</td> <td>283,257</td> <td>215,017</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>		エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	営業収益	389,461	283,257	215,017	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報</p> <p>(1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>(2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。</p> <p>(3) 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新生・UTI インドファンド</th> <th>エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)</th> <th>アメリカン・ ドリーム ・ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益</td> <td>304,078</td> <td>232,406</td> <td>193,368</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示していません。</p>		新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド	営業収益	304,078	232,406	193,368
	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム ・ファンド														
営業収益	389,461	283,257	215,017														
	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム ・ファンド														
営業収益	304,078	232,406	193,368														

(資産除去債務関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの				資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの			
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。				1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。			
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。				2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。			
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)				3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)			
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高
28,502		591	29,094	29,094		603	29,697

(関連当事者情報)

第14期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	347,741	未払 手数料	65,673
							連結法人税額	545	未収還付 法人税等	545
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第15期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	408,701	未払 手数料	96,717
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	1,804	その他 未払金	1,804
							敷金の差入		差入 保証金	44,119

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

第14期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第15期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)																																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">341千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税</td> <td style="text-align: right;">261千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金等</td> <td style="text-align: right;">13,186千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">13,789千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">9,397千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">21,995千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">333千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">31,726千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定負債</td> </tr> <tr> <td>建物（除去費用）</td> <td style="text-align: right;">7,120千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">7,120千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">7,120千円</td> </tr> <tr> <td>差引：繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">7,120千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		流動資産		未払事業税	341千円	未払事業所税	261千円	賞与引当金等	13,186千円	評価性引当額	13,789千円	小計	千円	固定資産		資産除去債務	9,397千円	繰越欠損金	21,995千円	その他	333千円	評価性引当額	31,726千円	小計	千円	繰延税金資産合計	千円	繰延税金負債		固定負債		建物（除去費用）	7,120千円	小計	7,120千円	繰延税金負債合計	7,120千円	差引：繰延税金負債の純額	7,120千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">534千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業所税</td> <td style="text-align: right;">244千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金等</td> <td style="text-align: right;">12,027千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">12,806千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">9,093千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">20,136千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">307千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">29,537千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定負債</td> </tr> <tr> <td>建物（除去費用）</td> <td style="text-align: right;">6,412千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right;">6,412千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">6,412千円</td> </tr> <tr> <td>差引：繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">6,412千円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		流動資産		未払事業税	534千円	未払事業所税	244千円	賞与引当金等	12,027千円	評価性引当額	12,806千円	小計	千円	固定資産		資産除去債務	9,093千円	繰越欠損金	20,136千円	その他	307千円	評価性引当額	29,537千円	小計	千円	繰延税金資産合計	千円	繰延税金負債		固定負債		建物（除去費用）	6,412千円	小計	6,412千円	繰延税金負債合計	6,412千円	差引：繰延税金負債の純額	6,412千円
繰延税金資産																																																																																	
流動資産																																																																																	
未払事業税	341千円																																																																																
未払事業所税	261千円																																																																																
賞与引当金等	13,186千円																																																																																
評価性引当額	13,789千円																																																																																
小計	千円																																																																																
固定資産																																																																																	
資産除去債務	9,397千円																																																																																
繰越欠損金	21,995千円																																																																																
その他	333千円																																																																																
評価性引当額	31,726千円																																																																																
小計	千円																																																																																
繰延税金資産合計	千円																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
固定負債																																																																																	
建物（除去費用）	7,120千円																																																																																
小計	7,120千円																																																																																
繰延税金負債合計	7,120千円																																																																																
差引：繰延税金負債の純額	7,120千円																																																																																
繰延税金資産																																																																																	
流動資産																																																																																	
未払事業税	534千円																																																																																
未払事業所税	244千円																																																																																
賞与引当金等	12,027千円																																																																																
評価性引当額	12,806千円																																																																																
小計	千円																																																																																
固定資産																																																																																	
資産除去債務	9,093千円																																																																																
繰越欠損金	20,136千円																																																																																
その他	307千円																																																																																
評価性引当額	29,537千円																																																																																
小計	千円																																																																																
繰延税金資産合計	千円																																																																																
繰延税金負債																																																																																	
固定負債																																																																																	
建物（除去費用）	6,412千円																																																																																
小計	6,412千円																																																																																
繰延税金負債合計	6,412千円																																																																																
差引：繰延税金負債の純額	6,412千円																																																																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">35.64%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">0.57%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.42%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額増減</td> <td style="text-align: right;">25.40%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延 税金負債の減額修正</td> <td style="text-align: right;">7.55%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.58%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税 等負担額</td> <td style="text-align: right;">3.27%</td> </tr> </table>	法定実効税率	35.64%	住民税均等割	0.57%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.42%	評価性引当額増減	25.40%	税率変更による期末繰延 税金負債の減額修正	7.55%	その他	1.58%	税効果会計適用後の法人税 等負担額	3.27%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">33.06%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">11.03%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に 算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.08%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額増減</td> <td style="text-align: right;">120.63%</td> </tr> <tr> <td>前期連結法人税個別帰属額の 当期修正</td> <td style="text-align: right;">1.26%</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">29.23%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による影響</td> <td style="text-align: right;">103.44%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.30%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税 等負担額</td> <td style="text-align: right;">60.79%</td> </tr> </table>	法定実効税率	33.06%	住民税均等割	11.03%	交際費等永久に損金に 算入されない項目	2.08%	評価性引当額増減	120.63%	前期連結法人税個別帰属額の 当期修正	1.26%	役員賞与引当金	29.23%	税率変更による影響	103.44%	その他	1.30%	税効果会計適用後の法人税 等負担額	60.79%																																																
法定実効税率	35.64%																																																																																
住民税均等割	0.57%																																																																																
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.42%																																																																																
評価性引当額増減	25.40%																																																																																
税率変更による期末繰延 税金負債の減額修正	7.55%																																																																																
その他	1.58%																																																																																
税効果会計適用後の法人税 等負担額	3.27%																																																																																
法定実効税率	33.06%																																																																																
住民税均等割	11.03%																																																																																
交際費等永久に損金に 算入されない項目	2.08%																																																																																
評価性引当額増減	120.63%																																																																																
前期連結法人税個別帰属額の 当期修正	1.26%																																																																																
役員賞与引当金	29.23%																																																																																
税率変更による影響	103.44%																																																																																
その他	1.30%																																																																																
税効果会計適用後の法人税 等負担額	60.79%																																																																																
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは、35.64%から33.06%に、平成28年4月1日からのものは32.30%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が727千円減少し、法人税等調整額の金額が727千円減少しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることに伴い、当事業年度は繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは、32.30%から30.86%に、平成30年4月1日からのものは30.62%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が346千円減少し、法人税等調整額の金額が346千円減少しております。</p>																																																																																

（退職給付関係）

第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

（1株当たり情報）

第14期 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）	第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
1株当たり純資産額 80,563円51銭 1株当たり当期純損失 4,926円36銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純損失は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	1株当たり純資産額 80,667円65銭 1株当たり当期純利益 104円13銭 （注） 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第15期 （自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- （1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （2）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- （4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- （5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円（平成28年3月末現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成28年3月末現在)	事業の内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円	
株式会社S B I証券	47,937百万円	
香川証券株式会社	555百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
内藤証券株式会社	3,002百万円	
浜銀T T証券株式会社	3,307百万円	
フィデリティ証券株式会社	7,658百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
三井生命保険株式会社	167,280百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

株式会社新生銀行は、委託会社の株式を100%保有する親会社です。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。
- 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
- ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
ファンドの形態等を記載することがあります。

委託会社の名称およびロゴマーク、図案等を採用することがあります。

(2) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(3) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月3日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月4日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田信之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマーシング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成27年5月26日から平成28年5月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマーシング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）の平成28年5月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。